

「商業利潤の分配」と生活協同組合

井田喜久治

はしがき

第一章 ロッチデールの先駆者たちは協同組合を何と考えていたか？

- 一 協同組合の目的
 - 二 協同組合の目的実現のための手段
 - 三 協同組合の目的実現のための手段の物的基礎
 - 四 協同組合が組合員に与える現実的利益
 - 五 協同組合の資本の利潤と協同組合の目的
 - 六 協同組合の卸売活動と協同組合の目的
- 第二章 「商業資本の特殊な企業形態」は協同組合の本質を説明できるか？
- 一 「商業資本の特殊な企業形態」は商業資本ではない
 - 二 「商業資本の特殊な企業形態」はロッチデール原則と両立できない

「商業利潤の分配」と生活協同組合

はしがき

生協は商業資本の一形態である。これが、生協とは何かを明らかにしようとした前稿の考察（購買高に応じた剰余金の分配と生活協同組合）本誌第三十一巻第三号所収）から引き出された結論である。生協は、組合員の生活のために商品を取り扱うのだが、それに伴う諸費用の節約分を、購買高に応じて組合員に還元して彼等の生活状態を改善する。したがって、流通費を節約してそれだけ組合員の生活状態を改善するというこの目的は、生協が利潤をも取得する資本として機能してのみ達成できるのであって、この点での疑問は何もない。⁽¹⁾

(1) とはいえ、この点で対立させざる見解が時に見られることは、いうまでもない。たとえば、穴見博氏の『協同組合の組織論』（御茶の水書房）は、数少ないその一例である。

穴見氏のこの著書は、三二二頁からなりその意味での大著である。そして、第一章第一節の冒頭で、穴見氏は、「われわれは、資本主義社会……のなかで活動する協同組合を、ひとつの経済組織として捉えるところから出発する。こういう観点に立つときにまず認められるのは、労働者または小市民の組織する消費組合……、農民の組織する農村協同組合……などの協同組合である」（穴見博、前掲書、三ページ）と書出しているにもかかわらず、協同組合中の協同組合であるはずの「労働者の組織する消費組合」についての説明は、同書の中でたった一頁で事実上皆無に等しい。したがって、同書に登場する主役は、すべて、小生産者と小農民と勤労者であり、しかも、此の上なく貴重なこの一頁の説明のテーマが、なんと「産業資本からみた協同組合の有用性」となっている。協同組合の本質究明を中心課題とするその基礎理論として同書は、この点ですでに根本的な問題を含む。事実、「協同組合の本質」について穴見氏は、「協同組合は人の結合という組織原理を自己の本質とする経済組織である、という考え方から出発する。しかし、人の結合という協同組合の組織原理は、一体どこにどういう形で現われているのか。……それは、協同組合をめぐる人たちの間に通いあうある種の心理的要素をその展開の不可欠の条件とするという形で、組織形成運動のなかにその姿を表わしている」（穴見博、前掲書、五九ページ、傍点・井田）という。つまり、この

場合、穴見氏にとっての問題は、物質的「要素」ではなくて、第二次的な組織とその「組織原理」であり「心理的要素」なのである。ここに、穴見氏の『組織論』を貫く方法論上の特質がある。なるほど、穴見氏は、協同組合に参加する勤労者の動機について、「組合員との間に何らかの同類的感情を認めえて、彼らと長く仲間づきあいしていけそうだと思うときにはじめて、協同組合への参加を決意する」という動機とともに、「彼らは、経済的利己心または金銭的な損得の観念という動機」(穴見博、前掲書、六〇ページ、傍点―井田)をも挙げてはいるが、穴見氏にとってとりわけ問題なのは、前者であって後者ではない。だが、前者は物質的基礎のうえに形成された組織に作用するところの文字どおり心理的要因にすぎない。穴見氏におけるこの逆立ち、穴見氏が「協同組合は人の結合という組織原理を自己の本質とする経済組織である、という考え方から出発する」ことに基づく。そして、穴見氏のこの大著が『協同組合の組織論』でなければならぬ理由は、まさに、ここにある。ところで、この特質に導かれて、穴見氏は次のように理論を展開する。

「……協同組合は、……資本主義という生産関係がもたざるをえない限界、つまり、資本によって生産と流通のすべての部門を包摂しえない、という限界の故に、資本主義が足を踏みこみえない領域を自らの手に確保し、この領域において自立的な経済活動を展開する可能性を与えられる。……」

「そもそも協同組合は、組合員または同情者の資金提供のみによって必要な資金をみたくすることが不可能なばあいには、勢い『信用による資本の流入』に頼るしかなく、したがって、金融機関の要求に応じて『資本の利潤原則をその内部にとりいれざるをえなく』なる。……借入金への依存度がいちじるしく大であるという資金事情のもとでは、金融機関の要求に抗しつつ『利潤原則』を排除していくというのは到底無理な話であって、こうして、結局のところ、その組織原理を改変して資本主義企業へと変形せざるをえないことになるのである。そして、……協同組合は、資本主義企業から見て利潤を追求し取得するのにふさわしくない、ある限られた領域においてこそ、経済活動の安定的な場を与えられるのだということを教えてくれるのである」(穴見博、前掲書、六八ページおよび七六―七七ページ)。

協同組合は、本来、利潤を取得しないもの、あるいは、利潤を追求してはならないもの、といった道德・絶対的基準を、穴見氏は前提してでもいるのだろうか。「そもそも協同組合は、組合員または組合の同情者の資金提供のみによって必要な資金をみたくことが不可能なばあいには、資本の利潤原則をその内部にとりいれざるをえなくなる」。「そもそも協同組合は、借入金への依存度がいちじるしく大であるという資金事情のもとでは、利潤原則を排除していくというのは到底無理な話で、その

組織原理を改変して資本主義企業へと変形せざるをえないことになる。「北海道製酪販売組合連合会の株式会社への転化の事例は、そもそも協同組合は資本主義企業から見て利潤を追求するのにふさわしくない、ある限られた領域においてこそ、経済活動の安定的な場を与えられるのだ、ということを教えてくれる」。先の引用文にあるこれら三つの文章は、穴見氏がいま指摘した前提に立つことを示すのであって、「そもそも協同組合は」といっているこの「そもそも」こそは、このことの端的な表現である。穴見氏は、しばしば、「資本の結合」にたいする「人の結合」といったり、「資本の利潤原則」にたいする「人の結合」という組織原理」といっている。「人の結合」と「人の結合」という組織原理」とは、利潤あるいは「利潤原則」と絶対的に排除しあうものと穴見氏は考えているが、現実には「人の結合」はそれほど純粹なものではないのであって、「人の結合」とその「組織原理」もまた「利潤原則」を原則としているのではないのか。とはいえ、読者はちっとも心配いらぬ。穴見氏は万事配慮してくれているようだ。すなわち、穴見氏は、「協同組合の『利潤』とは何か……。ふつう協同組合の『利潤』というときに、ひとはしばしば、総売上高から諸経費を差し引いた残りの純利益を『利潤』と称するところの、企業簿記上の概念を思いかべている。……。だが、この概念は、しばしば利潤の正体、つまり、社会の総剰余価値のうち、投下資本の大きさに応じて、個別資本に分配されるところの剰余価値部分、という正体をおおいかくすのである。しかし、この点に留意しさえすれば、協同組合の手もとに生じる純利益を『利潤』と称するのは、少しもさつかえないであろう」（穴見博、前掲書、七三ページ、傍点―井田）とあって、そもそも、穴見式協同組合もまた「利潤原則の排除」どころではなく、「利潤原則」にしたがって「人の結合」という組織原理を改変して資本主義企業へと変形せざるをえない、という考え方から出発する」ことになっているからである。わたしは、穴見式協同組合のこの「考え方」を、心から歓迎する。だが、先走りしないで、先の「原則」論をもう少し見てみよう。穴見氏は続いて次のようにいう。

「つまり、協同組合は、一般的にいえば、資本主義なみに利潤を追求し取得するという経済組織ではない。……」

「……協同組合の資本は、かりにこれを資本と呼ぶにしても、最大限利潤の追求を制約された資本として、したがって、資本が本来そなえているはずの、自己増殖する価値たる性質をもたないものとして存在する」（穴見博、前掲書、七〇ページおよび七二ページ、傍点―井田）。

何故このように考えるのかについて、穴見氏は次のようにいう。

「……資本主義企業は、いわば資本の自己増殖運動によって背後から操られつつ、最大限の利潤を追求し取得しようとする

経済組織である。そして、このような利潤追求のために、必要とあらばその資本をある部門から引き上げて、これを他の部門へと移転することを少しもいとわない。

ところで協同組合も……経済組織として発達すればするほど、ますます大きな資本……を必要とするようになる。しかし、その資本運用の場は主として末端の流通部門に限られている。つまり、最大限の利潤を求めて流通部門から生産部門に、またはその逆の方向に移転する、という形で資本を運用することは許されていない。だからといって、組合員がそのことに不満を感ずるということは一般にありえない。

なぜならば、協同組合の資本運用の目的は、あくまでも組合員の個人経済の部分的改善に置かれているからである。つまり、組合員としては、自己の個人経済をその根幹において改善するためではなくて、これを部分的に改善するために協同組合を組織するのだから、彼らの資本、すなわち出資金の運用の場が末端の流通部門に制限され、したがって最大限利潤追求の運動を制約されるものとなるとしても、それによって生じる利益が彼らの個人経済をいくらかでも改善するのに役立つならば、それですまらず満足しうる。

「もういちど繰り返していえば、協同組合の資本は、組合員の個人経済の改善のために運用されるのであって、最大限の利潤を求めてさまざまな部門を移動するのではないから、かりにこれを資本と呼ぶにしても、それはもともと自己増殖する価値としての性質を与えられないものとして存在するのである」(穴見博、前掲書、七〇—七二ページおよび二四四—二四五ページ)。

以上の所論にたいしてはただちに、「組合員の個人経済の部分的改善のために運用される」協同組合は「利潤を追求し取得する」という経済組織ではない」の何故かという問題点が、指摘されよう。穴見氏は、ただそう断定しているだけで、この点について何も説明していない。「組合員の個人経済」それ自身が「利潤を追求し取得する」という経済組織ではない」からといって、「これを部分的に改善するための協同組合」もまた同じように「利潤を追求し取得する」という経済組織ではない」ということにはならないのであって、両者は別個の問題でありうる。また、協同組合の主要な活動部門が「末端の流通部門に制限される」からといって、協同組合は、当然、「利潤を追求し取得する」という経済組織ではない」ということはできない。それは、活動領域における一定の「制限」ではあるが、それによって協同組合が「資本たる性質をもたないもの」になることにはならない。

穴見氏の『組織論』の基本的特徴を一言でいえば、それは、協同組合の本質についての経済学的分析を、「組織論」でとっ

てかえようとしている点にある。

周知のように、マルクスは生協の本質について出来合いの解答を与えてはいない。したがって、この問題の正しい解決は、わたし達にとって差し迫った重要な課題となっている。そして、わたしの理解するところによれば、この点でわたし達はレーニンの「協同組合」論を当てにすることもできない。先の結論は、『資本論』第三巻第四編「商業資本」の説明を基礎にして、この緊急の要請にこたえんとするわたしの独自の試論である。本稿は、この結論の見地から諸説を整理検討し、前稿の考察をより確固たる基礎の上におくことを意図する。

検討される諸説のうちの一方は、ホリヨークの『ロッチデールの先駆者たち』（協同組合経営研究所訳——以下、『先駆者たち』と略称——）であり、もう一方は、近藤康男氏の『協同組合の理論』（御茶の水書房——以下、『理論』と略称——）である。前者はこの分野で古典とも經典とも評されてすでに久しい。したがって、その内容はすでに評価しつくされたとも考えられるが、わたしは、先の結論の見地からいま一度この古典の内容に照明を当て、この「先駆者組合」の成立と発展の経過との「記述」を通して、ホリヨークは生協の本質をどのように描き出しているか、また、「先駆者」自身はその点をどのように考えて運動を組織したかを、探ってみたいと思う。もう一方の近藤氏がこの分野での研究のいわば頂点にあって『協同組合原論』以後のこの問題の「科学的研究」に大きな影響を与えつつあることは、周知のとおりである。だが、わたしは、協同組合の本質にかんする近藤氏の見解の核心は撞着と誤謬とからなるごった交ぜの「理論」に他ならず、したがって近藤氏の「理論」の徹底的批判・克服なしには、この問題についての科学的研究の真に正しい発展は不可能である、と考える。この見地から、これまでのわたしの近藤氏への批判を総括せんとするものが、後者である。

ところで、ホリヨークの「記述」を見るに当たって、わたしは、

- (1) 生活協同組合の直接の目的あるいは経済的効果は何か？
- (2) 生活協同組合の目的実現のための手段は何か？
- (3) 生活協同組合の目的実現のための手段の物的基礎は何か？
- (4) 組合員は現実生活をどれだけ改善できたか？
- (5) 生活協同組合は利潤を追求するか？
- (6) 生活協同組合は卸売活動に何を期待することができるか？

という六つの問題に絞って、この問題についてのホリヨークの「記述」を全文紹介する。早速、章をあらためてホリヨークのいうところをさくとしよう。

第一章 ロッチデールの先駆者たちは協同組合を何と考えていたか？

一 協同組合の目的

(1) 「もちろん、最初は商人たちも協同組合に対し偏見を抱いていた。……。しかしロッチデールでは、協同組合人の良識と、それに少しも劣らない商人たちの良識によって、両者の間にとりたてて述べるほどの反目は起こらなかった。協同組合人たちは、ただひたすら自分たちの生活状態の改善に努めたのであり、それに当初の成功は、他人のねたみを呼ぶほどのものではなかった。……。しかし、ときがたつにつれて、とくに小さな商人たちが組合の影響を感じ始めたことは言うまでもない。……。しかし、町の商人たちの間に、組合に対する良い感情が一般に保たれたの

は、協同組合人が商人には思いもよらなかつた良識を持ち、節度を守り、控えめな態度で無理な交易をせず、競争のために道理に反することをしなかつたからである。……

協同組合人は、永い間町の工場主や上流階級の大多数から好感を持たれてきた。組合員の数が多いので、雇主たちはあらゆる方面で彼らと接触するようになった。協同組合人はこの町のどの雇主のもとでも働いており、その多くが信用を受け、責任ある仕事についていた。労働階級一般が協同組合を尊敬したのは、組合が労働者の生活状態の改善を目的としていたからではなからうか」（第五章「内外の敵」、七八—八二ページ、傍点—井田）。

(2) ここに群がり集まつた大勢の貧しい労働者たちは、以前はよい食物を食べたことがなく、いつも混ぜもののといった食事を口にし、一ヶ月も早く水が通つてしまう靴をはき、チヨッキはほこりやあかでよごれ、主婦たちも洗濯できないようなキャラコの衣類を身につけていたのだが、それがいまや一〇〇万長者と同じように買物をし、食物の質の純粹さという点では、王侯貴族の暮らし向きと等しくなつたのである。……自由競争が、貧しい人たちに、このような利益を与えたことが、かつてあつたであろうか。……借金のない状態とはどんなものかをいままで知らなかつた亭主たちも、四〇歳になるまで自由に使える持ち金を六ペンスとは持つたことのなかつた主婦たちも、いまや、自分の家を建てるのに十分な金を持ち、毎週、ポケットに金をジャラジャラいわせて、自分たちの組合へ買物に行く。組合には不信も欺瞞もなく、混ぜものも掛け値もない。……彼らに与えられた任務はただ一つ、長さ重さをたつぷりと計り、純正な品物を提供することだけである」（第七章「成功につぐ成功」、一〇七—一〇九ページ）。

(3) 「組合員の経済状態改善のために果たした組合の役割は、三〇年間地下室住まいをし、借金の泥沼から足を洗えなかつたデ、イツクの例から知ることができる。……デイツクは、いまでは組合に二〇ポンドを預金している。高

額預金者の多くが、組合に多額のシリングを払い込んだわけではない。これらの預金のすべては、彼らの剰余が積み立てられたものなのである。

次の話は、筆者が一八五三年に発行された組合の書物から抜粋して『リーダー』紙に転載したもので、数字は各人の組合員番号を示すものである。

『二号は、一八四四年に組合へ加入した。彼は、それまで四〇年間も商店の掛け帳から解放されずにいた。彼は商店で毎週二〇〇三〇シリングの買物をし、負債はいつも三〇ポンド余りたまっていた。彼が先駆者組合に加入してから払い込んだ出資金は二ポンド一八シリングだが、組合から一七ポンド一〇シリング七ペンスの剰余金配分を受け、しかも組合に五ポンドの預金がある。このようにして彼は食物が良くなったうえ、二〇ポンドを手に入れたのである。……』——以下、同様な記述が続く(井田)——(第八章「組合員の逸話」、一一八—一九ページ、傍点—井田)。

(4) 「一八六一年から一八六四年に至る危険な期間が始まったとき、『タイムス』紙の記者が、ロッチデールから記事を送ってきた。この記事に述べられた内容は、将来長年にわたって、注目すべき読物となるべきものであろう。……」。

『前四半期の組合員に対する利用高配当は、ポンド当たり二シリング五ペンスであった。換言すれば、組合員は、一ポンドの品物を一七シリング七ペンスで購入したことになる。……。記者が組合の帳簿の中で偶然見つけた説明には、この制度が労働者に与える利益がいかなるものであるかがきわめて明快に示されている。この説明は、一八五四年一〇月現在、組合に対して、七ポンド一〇シリング出資している一組合員に関するものである。彼は、八年にわたって、組合で家族の衣食の用をたしたが、自己の勘定を増すため、びた一文払い込んだことはなく、逆に何回にもわ

たつて、合計九〇ポンド余りに達する金を組合から受け取り、なおかつ前半期末には、配当金は、五〇ポンドに上った。過去八年間の購入によって生じた利益は、利子を加え、実際に一三二ポンド一〇シリング、すなわち年一六ポンド余りに達した。もしこの期間中彼が一般商店を利用していたならば、おそらく一〇%増しの支出は避け難く、またこの期間の終わりには、少なくとも約五ポンドの負債を免れ得なかつたであろう。……。

協同運動の実際の経済的效果について、これ以上に深い感銘を与える記事はあるまい。労働者の家庭に、年間一六ポンドの利益を与えているとすれば、協同運動の成果は、十分にあがつたといふべきである。……。運営、維持がうまくいっている組合が各組合員家族にもたらす利益の内容がこの文章の中に、もつとも簡潔に、また大衆の眼にもつともわかりやすい形で示されている。すなわち、『八年間にわたつて、一世帯当たり年一六ポンドの節約が行なわれたが、もし一般商店で購入を続けたと仮定すれば、その代金支払いは、一〇%増となつた上、少なくとも五ポンドの負債が生じたであろう』との記事に、その事態が明確、確実、完全かつ生き生きと示されているのである（第一章「危険な四年間」、二四七—二五一ページ、傍点—井田）。

生協の直接の効果の問題についてみるかぎり、もはや、付け加えるべきものは何もない。これは、生協が組合員に提供しなければならぬ現実の効果は彼等の実質賃銀の増大である、と強く主張してきた私見と、数十年に及ぶロツチデール組合の実践の成果との完全な一致を、示す。

再び第二の問題についてのホリヨークの「記述」をみていこう。

二 協同組合の目的実現のための手段

- (1) 「一八四五年末には、組合員数は八〇人を越え、出資金は、一八一ポンド一ニシリング三ペンスに達した。組

合は借入金に対し、当初二・五%の利息を支払っていたが、やがてその利率は四%に引き上げられた。借入金利息と少額の管理費を控除した後、すべての剰余金は、組合の利用者に購買額に応じて払い戻された」(第四章「周知の二つの試練——偏見と宗派心——」、五六―五七ページ)。

(2) 「事業から生まれる剰余をすべて出資に応じて配分することに反対があったので、組合創設者たちは、剰余を創り出した人に比例配分する方法を、なんとか考え出さなければならなかった。規約・規程について意思統一を図るため、数回の会合を行なうなかで、チャールズ・ハワース氏が購買高に應ずる剰余配分の方法を提案した。これは、経費と出資に対する五分の配当とを支払った後に残る剰余を、四半期ごとに購買高か利用高に比例して組合員に分配する方法である。この方法が、ロットデール組合の特徴となっているのである。

利益の分配は、次の諸費用を支払った後、各部のすべての小売から得られる純利益について、年四回行なわれる。

一、管理費

二、借入金の利子

三、在庫品の評価損失

四、出資金に対する配当

五、事業拡張のための内部留保

六、以上を控除した後の剰余を、四半期中の購買高に応じて組合員に配分するのである」(第九章「組合の規則と目的」、一二九―一三〇ページ、傍点——井田)。

(3) 「先駆者組合年鑑は、折よくも、製粉所にふれて述べている。『組合の目的は、組合員および組合と取り引き

「商業利潤の分配」と生活協同組合

する人たちに、純粹で衛生的で混ぜもののない小麦粉を、付近のどの粉屋もまねできないような価格と品質とで提供し、取り引きからの利益をまず年五パーセントの利率で出資配当を行なったのち、購買高に応じて組合員に分配するにある。製粉組合の規則は、労働者の利益分配参加を除いた点のほかは、公正先駆者組合のそれと原理は同じである（第十九章「製粉所の話」、二八三ページ、傍点——井田）。

(4) 「卸売部門は、一八五五年に始まったが、これはやがて、先駆者組合の歴史の中で、重要な発展を記すものとなった。……」

法一一五条、一三項および一四項に基づいて組合を登記した後に、組合は卸売部門にその注意を向けた。この法令の法的保護なしでは、卸売部門の運営は不可能だったであろう。私の知る限り、これほどに、議会に対する労働者の感謝の気持を呼び起こした法令はいままでにない。先駆者たちの規約は、次のように定めている（三項目を引用すれば）。

第十四条 卸売部門は、多量の商品を求める組合に供給することを目的とする。

第十六条 同部門は、理事会がそこに投資する資金に対して、年五パーセントの割合で利子を負担する。

第十七条 同部門からあがる剰余金は、前条の利子も含め、管理費とその他の諸経費を控除した後、期末に三部門に分割される。

三分の一は、取り引きの過程で起こりうる、いかなる損害にも対処できるように、一定額に達するまで積み立てられ、残りの三分の二は、同部門における購買高に応じて組合員に分配される（第七章「成功につく成功」、九八一—九九ページ、傍点——井田）。

(1) 「卸売組合の起源」についての説明の中に、次のような同様の規則がある。

「……一八五三年一〇月二三日の総会で卸売組合についての最初の規則が採用された。その言葉の表現は今日からみて興味が
ある。それは次のようであった。……」

五、この部の利益は、経営費とその他の費用（前記利子を含む）を支払った後、四半期ごとに三つに分けられる。その一部分は取引上の損失補償のために、一定額に達するまで積み立てられ、残りの二部分はこの部の購買高に応じて組合員に分配される」（第二〇章「卸売組合の起源」、二九九—三〇〇ページ）。

続いて三の問題に移ろう。

三 協同組合の目的表現のための手段の物的基礎

(1) 「これら協同組合人の驚くべき成功の原因の一つが、経費の非常な節約にあることは、疑いない。人件費率は、収入額に比較してきわめて低い。……『中央店舗における供給コストは、公式報告書によれば、 $1\frac{1}{4}\%$ であり、支部店舗のそれは約 $2\frac{1}{2}\%$ であった。それゆえ、家賃、金利、給料その他の全経費は、 2% で賄い切れる。』」（第一〇章「なぜ前の組合人は失敗し新しい組合人は成功したか」、一五七ページおよび二重カッコ内一六七ページ、原注二、傍点——井田）。

(2) 「協同組合を論ずる者の中に、次のように言う者がいる。『見たまえ、主要な組合で生ずる大きな利益は、年間二万ポンド、三万ポンドないしは、四万ポンドに達しているではないか。これらの利益は、すべて商人の手から奪い取られたものなのだ』と。しかし、このような事実は、まったくない。利益の主要部分は、……組合が資金を共同して、卸売購入を行なうからであり、購買者が共同して、組合で大量購入するからであり、配給における節約合理化のためであり、店舗数と使用人数を縮小しうからであり、また、広告や、経費を要する展示を行なわないからである。

協同組合人は、多すぎる店舗、高い家賃、重い税金、不必要な使用人、広告費、きらびやかな照明、固定在庫品

や、不良債権による損失などを回避することによって利益を得ているのである。協同組合人は商人の実際の利益には手を触れずとも、商人が取り落としているものを拾い上げるだけで、豊かになりうるのである。

協同組合人は、商業という金鉱における単なる鉱夫にすぎず、単に商人が見落としたものを発見するだけにすぎない。多くの商人たちは、利益を失ったとして悲しむが、その利益なるものは、彼らがいまだかつて手に入れたことなく、また仮に協同組合が生まれなかつたとしても、けつして取得され得なかつたものなのである。協同組合人の利益は、主として、すぐれた事業方法によつて得られるものである」（第一六章「不満を抱く部外者たち」、二二二—二三三ページ、傍点——井田）。

協同組合資本の運動は、資本制的商業資本と同じG—W—G'である。組合はさもなければ商人が取得するはずの利益を横取りしているとの商人の非難に答えてホリヨークは、組合の「利益の主要部分は、組合が資金を共同して卸売購入（G—W……井田）を行なうからであり、購買者が共同して組合で大量購入（W—G……井田）するからであり、配給（W—G……井田）における節約合理化のためである」といつているが、これこそは、商業資本による流通費の節約である。事実、取引が小規模で分散的であればあるほど流通費は限りなく増加して商品の販売価格を高めざるをえないが、これは、「購入」と「配給」との両段階の社会的集積によつてのみ克服することができる。

そして、すでに見たとおり、彼は、この費用の内容に立ち入って、さらに、組合は「経費を要する展示を行なわず、広告費やきらびやかな照明を回避し、安くあがる店舗を利用し、多数の顧客を少数の使用者で応待して不必要な使用者を回避する等の節約で利益をえている」という。不変的流通費と可変的流通費とに帰着するこれら諸費用の節約から生ずる組合の「利益なるものは、彼ら（商人——井田）がいまだかつて手に入れたことがなく、また仮に協同

組合が生まれなかつたとしても、けつして取得され得なかつたもので、主として、すぐれた事業方法によって得られるものであり、この利点は、小規模の商人では、活用し得ないものである」。ホリヨークは無条件に正しい。取引の大規模化からだけ生ずる流通費の節約の独自の表現であるこの「利益」は、社会の総生産物部分であるとはいへ、本来、生産的消費にも個人的消費にもはいりこまないで、流通機械として不生産的のみ消費されざるをえない社会的空費だからである。したがって、この「利益」がこのようにして獲得されたものだとするれば、この「利益」は、それを「創造」した人々に、その「創造」に貢献した程度に応じて分配されなければなるまい。二の(2)で見た「剰余を創り出した人に比例配分する方法をなんとか考え、チャールズ・ハワース氏が購買高に應ずる剰余配分の方法を提案した」というホリヨークの説明は、見事の一言につきる。

次の問題に移ろう。

四 協同組合が組合員に与える現実的利益

(1) 「新設組合で、最初の配当額が少ないことをもって将来を憂うような組合は、次のカーショー氏の話によって勇気を奮い起こすべきである。

第一・四半期において、固定在庫の徹底的評価減を行なつた後、一ポンドにつき三ペンス（割引率一 $\frac{1}{4}$ %）井田、以下同じ）の配当が可能となつた。第二回目配当額は、四ペンス（一 $\frac{1}{4}$ %）、第四回は七ペンス（二 $\frac{1}{12}$ %）、第五回九ペンス（三 $\frac{1}{4}$ %）、第六回一一ペンス（四 $\frac{1}{12}$ %）、第七回一シリング二ペンス（五 $\frac{1}{6}$ %）、第八回一シリング四ペンス（六 $\frac{1}{6}$ %）、第九回一シリング六ペンス（七 $\frac{1}{2}$ %）であつた。一シリング八ペンス（八 $\frac{1}{3}$ %）が当初彼らが計算した配当の最高額であつたが、その後数年にわたつて、配当額は、二シリングから六ペンス（一〇%乃至二 $\frac{1}{2}$ %）の間にあつた」（第一

第二章「組合の起源に関するある老先駆者の回想」一八八ページ。

(2) 「二六年間の年鑑は『有限責任ロッヂデール地区製粉組合』の発展と変転とを、もっともよく物語っている(二九四〜二九五頁の統計をみよ)」——ここに指示されている統計は次表のとおりである。最後の欄は、事業量(A)と剰余金(E)との割合をみるためにわたしが計算して付け加えたものだが、B/Aの計算は小数点以下四位を四捨五入した(井田)。

——(第九章「製粉所の話」、二九四—二九六ページ)。

年次	出資金 (ポンド)	事業量(A) (ポンド)	剰余金(B) (ポンド)	B/A (%)
1850		なし		
1851	2,613	不明	-441	
1852	2,898	7,636	336	4.0
1853	4,143	16,679	208	1.2
1854	3,971	22,047	557	2.5
1855	4,626	28,085	1,376	4.9
1856	8,784	38,070	773	2.0
1857	10,701	54,326	2,007	3.7
1958	14,181	59,188	3,135	5.3
1859	18,236	85,845	6,115	7.1
1860	26,618	133,125	10,164	7.6
1861	29,600	166,800	10,000	6.0
1862	30,254	155,696	8,227	5.3
1863	41,714	152,492	10,138	6.6
1864	46,739	141,309	7,806	5.5
1865	55,261	148,533	12,511	8.4
1866	72,020	224,122	18,163	8.1
1867	89,000	357,440	15,000	4.2
1868	86,400	349,439	4,824	1.4

「商業利潤の分配」と生活協同組合

年次	出資金 (ポンド)	事業量 (A) (ポンド)	剰余金 (B) (ポンド)	B/A (%)
1869	95,961	219,674	なし	なし
1870	56,000	185,603	なし	なし
1871	63,570	190,751	3,661	1.9
1872	64,692	215,238	3,133	1.5
1873	67,898	241,399	5,145	2.1
1874	71,294	244,181	6,474	2.7
1875	79,615	204,242	2,532	1.2
1876	77,279	176,671	3,370	1.9
1877	78,234	252,045	5,333	2.1
1878	83,985	285,920	3,860	1.4
1879	88,857	270,037	5,822	2.2
1880	97,414	301,835	7,989	2.6
1881	96,609	299,670	6,933	2.3
1882	99,885	286,968	2,144	0.7
1883	101,323	259,397	3,295	1.3
1884	101,850	209,910	1,543	0.7
1885	99,980	192,632	なし	なし
1886	95,319	167,654	330	0.2
1887	87,686	148,726	なし	なし
1888	88,198	183,524	44	
1889	85,340	196,067	-2,642	なし
1890	86,899	235,274	4,510	1.9
1891	93,122	315,598	9,022	2.9
1892	103,358	254,061	2,384	0.9
平均		7,677,909	188,864	2.5

さて、順序としては、第一七章「危険な四年間」の中でホリヨークが、「もし読者が第二一章（協同組合管理）の最後に掲げてある数字を辛棒強く読み通すなら、奴隷所有者が鞭を保たんがためにたたかっていた多事の年月の間、ロッヂデール協同組合がいかに推移していったかを知りうる……」（二五五ページ）と予告しているこの「数字」の紹介になるのだが、わたしは、ここでホリヨークの数字をそのまま紹介するかわりに、重複を避けるためにもこの数字にいくらか加工し、取扱高と剰余金との割合ならびに組合員一人当たり週当たりの剰余金の分配額を計算して紹介する。計算に当たっては、一八四五年を例にとると、B欄の数字は、剰余金二二ポンドマイナス九ポンドイコール一三ポンドというように、小数点以下を切捨て、B/A欄の数字は小数点以下四位を四捨五入しておいた。

表(一)と(二)の数字は組合事業の発展ぶりを手にとるようにみせてくれる。一八五五年まで五%を上下している購買高に応じた剰余金の分配は、翌一八五六年をさかいに、着実な高まりを見せて一八六二年には二倍になっている。そして、それ以降一八九一年まで、ほぼ一貫して一〇%を超える高い分配率が維持されている。組合の販売価格は「平均値」であったから、剰余金一〇%の分配とは、取りも直さず、組合員は一〇%だけ商品を安く買いそれだけ各自の生活を安易ならしめるのと同じ効果を得たことを、意味する。いうまでもなくこの関係は、組合員個々人への分配額を示す数字（表二）についても、確認することができる。すなわち、一八五六、七年をさかいとして、組合員への週当たり分配額は一〇ペンスを超え、六〇年代の中頃にはこの数字は、さらに飛躍的な高まりを見せて、二〇ペンスを前後にしている。当時のロッヂデールの労働者の生活状態についてのホリヨークの「記述」によれば、「ロッヂデールの当時の状況は、官庁の資料による裏付けがなかったなら、信じ難いものであった。この町の議員シャーマン・クロフォード氏が一八四一年九月二〇日、下院における討論に際して、次のような報告を行なった。『ロッヂデールにおい

表(一)

「商業利潤の分配」と生活協同組合

年次	利子を含む 剰余金 (ポンド)	出資金 (ポンド)	出資金に対 する利子 (ポンド)	取扱高 (A) (ポンド)	購買高に 応じて分配さ れる剰余金 (B) (ポンド)	B/A (%)
1844	—	28	—	—	—	
1845	22	181	$9^{1/20}$	710	13	1.8
1846	80	252	$12\frac{3}{5}$	1,146	68	5.9
1847	72	286	$14\frac{3}{10}$	1,924	58	3.0
1848	117	397	$19^{17/20}$	2,276	98	4.3
1849	561	1,193	$59^{13/20}$	6,611	502	7.6
1850	880	2,289	$114^9/20$	13,179	766	5.7
1851	990	2,785	$139\frac{1}{4}$	17,633	851	4.8
1852	1,206	3,471	$173^{11/20}$	16,352	1,033	6.3
1853	1,674	5,848	$292\frac{2}{5}$	22,700	1,382	6.1
1854	1,763	7,172	$358\frac{3}{5}$	33,374	1,405	4.2
1855	3,109	11,032	$551\frac{3}{5}$	44,902	2,558	5.1
1856	3,921	12,920	646	63,197	3,275	5.2
1857	5,470	15,142	$757\frac{1}{10}$	79,789	4,613	5.7
1858	6,284	18,160	908	74,680	5,376	7.2
1859	10,739	27,060	1,353	104,012	9,386	9.0
1860	15,906	37,710	$1,885\frac{1}{2}$	152,063	14,021	9.2
1861	18,020	42,925	$2,146\frac{1}{4}$	176,206	15,874	9.0
1862	17,564	38,465	$1,923\frac{1}{4}$	141,074	15,641	11.1
1863	19,671	49,961	$2,498^{1/20}$	158,632	17,173	10.8
1864	22,717	62,105	$3,105\frac{1}{4}$	174,937	19,612	11.2
1865	25,156	78,778	$3,938\frac{3}{5}$	196,234	21,218	10.8
1866	31,931	99,989	$4,999^9/20$	249,122	26,932	10.8
1867	41,619	128,435	$6,421\frac{3}{4}$	284,912	35,198	12.4

年次	利子を含事 剰余金 (ポンド)	出資金 (ポンド)	出資金に対 する利子 (ポンド)	取扱高(A) (ポンド)	購買高に 応じて分配 される剰余金 (B) (ポンド)	B/A (%)
1868	37,459	123,233	6,161 ¹³ / ₂₀	390,900	31,298	8.1
1869	28,642	93,423	4,671 ³ / ₂₀	236,438	23,971	10.1
1870	25,209	80,291	4,014 ¹¹ / ₂₀	223,021	21,195	9.5
1871	29,026	107,500	5,375	246,522	23,651	9.6
1872	33,640	132,912	6,645 ³ / ₈	267,577	26,995	10.1
1873	38,749	160,886	8,044 ¹ / ₁₀	287,212	30,705	10.7
1874	40,679	192,814	9,640 ⁷ / ₁₀	298,888	31,039	10.4
1875	48,212	225,682	11,284 ¹ / ₁₀	305,657	36,928	12.1
1876	50,668	254,000	12,700	305,190	37,968	12.4
1877	51,648	280,275	14,013 ³ / ₄	311,754	37,635	12.0
1878	52,694	292,344	14,617 ¹ / ₂	298,679	38,077	12.1
1879	49,751	288,035	14,401 ³ / ₄	270,072	35,350	13.1
1880	48,545	292,570	14,628 ¹ / ₂	283,665	33,917	11.6
1881	46,242	302,151	15,107 ¹¹ / ₂₀	272,142	31,135	11.4
1882	47,608	315,243	15,762 ⁹ / ₂₀	274,627	31,846	11.6
1883	51,599	326,875	16,343 ³ / ₄	276,456	35,256	12.8
1884	50,268	329,470	16,473 ¹ / ₂	262,270	33,795	12.9
1885	45,254	324,645	16,232 ¹ / ₄	252,072	29,022	11.5
1886	44,111	321,678	16,083 ¹ / ₁₀	246,031	28,028	11.4
1887	46,047	338,100	16,905	256,736	29,142	11.4
1888	47,119	344,669	17,233 ⁹ / ₂₀	267,726	29,886	11.2
1889	47,263	353,470	17,673 ¹ / ₂	270,685	29,590	10.9
1890	47,764	362,358	18,117 ¹ / ₁₀	270,583	29,647	11.0
1891	52,198	370,792	18,539 ³ / ₈	296,025	33,659	11.4
平均				8,686,593	946,788	10.7

「商業利潤の分配」と生活協同組合

表(二)

「商業利潤の分配」と生活協同組合

年 次	組 合 員 数	組 合 員 1 人 当 た り 年 分 配 額 (ペンス)	組 合 員 1 人 当 た り 週 分 配 額 (ペンス)
1845	74	42	0.8
1846	80	204	4.0
1847	110	138	2.6
1848	149	91	1.7
1849	390	309	5.9
1850	600	304	5.8
1851	630	324	6.2
1852	680	365	7.0
1853	720	475	9.0
1854	900	375	7.2
1855	1,400	439	8.4
1856	1,600	490	9.4
1857	1,850	598	12.0
1858	1,950	662	12.3
1859	2,703	841	16.1
1860	3,450	974	18.7
1861	3,900	977	18.7
1862	3,501	1,073	20.6
1863	4,013	1,027	19.7
1864	4,747	970	18.6
1865	5,326	956	18.3
1866	6,246	1,035	19.9
1867	6,823	1,238	23.8
1868	6,731	1,116	21.4
1869	5,809	990	19.0
1870	5,560	911	17.5

年次	組合員数	組合員1人当たり年分 配額 (ペンス)	組合員1人当たり週分 配額 (ペンス)
1871	6,021	943	18.1
1872	6,444	1,021	19.6
1873	7,021	1,050	20.1
1874	7,639	975	18.7
1875	8,415	1,053	20.2
1876	8,892	1,025	19.7
1877	9,722	930	17.8
1878	10,187	897	17.2
1879	10,427	814	15.6
1880	10,613	767	14.7
1881	10,694	699	13.4
1882	10,894	702	13.5
1883	11,050	766	14.7
1884	11,161	727	14.0
1885	11,084	628	12.1
1886	10,984	612	11.8
1887	11,152	627	12.1
1888	11,278	636	12.2
1889	11,342	626	12.0
1890	11,352	627	12.1
1891	11,647	685	13.2
47年間の 平均	277,964	33,734	13.8

ては、一三六人が一週当たり六ペンス、二〇〇人が一〇ペンス、五〇八人が一シリリング、八五五人が一シリリング六ペンス、一、五〇〇人が一シリリング一〇ペンスで生活している。また、これらの人びとの六分の五は、ほとんど毛布を持たず、八五世帯は、一家に全く毛布を欠き、四六世帯は、おおいなしの藁ベッドを持つだけであった。当時、国じゅう騒然たるものがあつたことは、当然であり、……あらゆる運動が激烈であつた。……この場合二つの社会的事実の存在がきわめて明瞭であつた。賃金は低くパンが高かつたことである」(第二章「組合の起源に関する老先駆者の回想」一七七ページ)という。この「記述」にあるたとえば週当たり六ペンスの生活という饑餓の中を生きる労働者のこの六ペンスをとってみれば、表(一)、(二)が示す数字は、組合が労働者に何をなすことができるか、また何をなすべきかを、言葉でよりも正確かつ雄弁に語る。

そして、組合事業のこの着実な発展は、「協同組合人」たちが刻苦奮励して流通費を節約しようとした誠実な努力を生ぎ生ぎと示している。そして、この点でとくに強調しておきたいと思うのは、五〇年代と六〇年代とに発展に顕著な傾向があることを指摘してきたが、ロッチデール組合がチェーンによる経営方式を採用したのが一八五六年であり、同組合の提案にもとづいて北イングランド卸売組合が設立されたのが一八六三年であつた、という事実である。とりあえず以上の指摘にとどめ、続いて五の問題についてのホリヨークの「記述」をみていこう。

五 協同組合の資本の利潤と協同組合の目的

(1) 「組合に対する良い感情が一般に保たれたのは、協同組合人が商人には思いもよらなかつた良識を保ち、節度を守り、控えめな態度で無理な交易をせず、競争のために道理に反することをしなかつたからである。……組合は、競争に勝つための方法を相手側と同じように手中にしていたにもかかわらず、誠実な交易に専心し、誠実な平均値を

付け、競争に引きずり込まれるようなことはしなかった。組合員の賢明な標語は『安全であるためには、利益を得て、売らなければならない』、『誠実であるためには、利益を得て、売らなければならない』、『もし砂糖を利益なしに売るならば、その損失を埋め合わせるために、他の商品を秘かに高く売らなければならない』、『われわれは、すべてを明るみに出して行動する。他がどうであろうと利益なしで、売ることにはせず、他より安く売ることもしない。われわれは、誠実に売ることがを言明する』。そして、この政策は勝利を収めた（第五章「内外の敵」、七九一—八〇ページ、傍点—井田）。

だが、読者は、ここで見るように「利益」を真正面から取り上げた文章を、わざわざ探し出す必要はない。組合が利潤の取得を当然のこととして示す文章は、随所に見られる。たとえば、「製粉所に投じた資金は、八、四五〇ポンドで、そのうち三、七三一ポンド一五シリング二ペンスが、公正先駆者組合の出資したものである」（二〇三ページ）と記述している「記述」とか、「先駆者組合の歴史の中で、重要な発展を記すものとなった一八五五年に始まった卸売部門」の「資金の主要な部分は……ロッチデール公正先駆者組合が提供した」（二〇〇ページ）と記述する等々はその一例であるが、この際、是非とも読者の注意を喚起しておきたいと思うのは、すでに紹介した二の(2)と(4)との規則あるいは規約である。

前者の場合、この手段の実際の運用の前提である費用の範囲がより明確になっている点を別にすれば、両規約の基本精神は、まったく同じである。「いかなる損害にも対処できる剰余金」は、利潤なしに「積み立てることはできない」。「安全であるためには利益を得て売らなければならない」と記述を見たが、商人との競争の中で協同組合が保つ「安全」とはすなわち事業拡張競争の中での「安全」であり、組合は利潤なしにこの「事業拡張のために内部留保」をすることはできない。いづれにせよ組合は、強固な財政的基礎を確立して組合員への奉仕の実をあ

げるために、最大限増殖せざるをえないのであって、ホリヨークの眼もまたあくまで冷徹である。

(2) 読者は、あらゆる危険にそなえるとともに、拡大再生産のために利潤を内部留保しなければならないといっているこの「先駆者組合」の規約を、次の風戸伊作氏の無内容ともいべきただの景気付けの文章と比べていただきたい。

「ロッチデール原則のなかでの重要な経営に関する原則は三つある。(1) 民主的運営……、(2) 利用高配当、(3) 出資配当の制限である。(1)は、まさに私的・資本家経営を防ぐための集団管理を保障するためのものであり、(2)は利潤否定の精神からた……方針である、(3)は利潤を否定し集団所有から生まれる集団の意識を充分に経営のなかに生かそうとする方針である。

これをもて解る通り、利潤を否定し、資本の個人への集中化による私的経営を抑えようとの精神に貫かれている。しかし、精神は買いていても出資配当を廃止するのではなく、……、利用高配当にしても出資の持分による配当ではないとしても、依然として多く買ったものには多く配当するということで、組合員の出資持分と所有の差によって当然配当に、差異が生ずる……。

かくして協同組合資本は社会主義的な集団所有と資本主義的私的経営の対立、矛盾の統一物であり……、ロッチデール原則による民主的運営なるものも……協同組合の経営を完全に資本主義的経営から切り離し……できない……。

協同組合は、かくして集団所有という特殊な所有形態のなかで私的資本の陥るところの利潤追求を否定し、『商業利潤の廃止』を目標として労働者階級の手によって組織される」(風戸伊作『協同組合論の解明』、四一—四二ページ、時潮社)。

「ロッチデール原則」の購買高に応じた剰余金の分配は、協同組合の本質把握におけるリトマス試験紙である。協同組合の本質を論じてなおこの原則についての正しい理解を欠く「理論」は、そのことでずでに、真の協同組合の基礎理論たりえない、とわたしは考える。この意味で、風戸氏の見解は実に見事な見本である。それは、全文誤りからだけなっているともいえるほどだが、ことに問題なのは、立ち入るにせよ立ち入らないにせよ、この原則についての考察が風戸氏に皆無なことである。「利用高配当は利潤否定の精神からた方針である」という文章、「利用高配当は組合員の出資持分と所有の差によって当然配当に差異が生ずる」という文章、この文章は右の指摘の正しさを示す根も葉もない戯言である。しかも奇妙なことに風戸氏は『「ロッチデール原則」に返れという声が高まってくる」(風戸伊作、前掲書、四四ページ)などといっているが、一体、風戸氏はこの「原則」のどこに「返る」というのだろうか。風戸氏が立返るべき場所はこの「原則」の何処にもない。

「商業利潤の分配」と生活協同組合

風戸氏は、「私の方法論」だとして、「資本がどのように運動するかという法則的、傾向的なものを解明……したうえで……の現状分析論であり、しかも……資本主義社会から社会主義社会へ移行するに当たって協同組合がどのような役割を果たすか、果たすことが可能であるかということを究明する、社会変革のための運動論である」（風戸伊作、前掲書、まえがき、二ページ）といっているが、こういう立派な難しいことをあれこれ並べたる前に風戸氏は、少なくとも、この「原則」が果たして「利潤否定の精神に貫かれている」かどうかを、問い直すべきである。そして、その前提としてわたしは、風戸氏が現に無邪気に「したがっている」商業利潤についての「マルクスの見解」（風戸伊作、前掲書、五九ページ）とは、真実は、マルクスの見解とも現実とも無縁の反マルクスので反科学的なそれであることを正しく認識すること、ホリヨークの『先駆者たち』の経緯を正しく概括すること、この二つのことを風戸氏に真剣にすすめたいと思う。

次に、この点に関連する平実氏の見解を紹介しよう。それは、ホリヨークの『先駆者たち』とロッチデールの「先駆者組合」の実践とが、世上、いかにわずかしか理解されていないかを知りうえて、きわめて教訓のないま一つの例証である。

「……ロッチデール消費組合が設立された当時における開拓者たちの共通した現実的目標は、……彼らの名目的貨幣賃銀の購買力の向上、……換言すれば、それは仲間の商業利潤の節約排除……に他ならなかったのである。

それでは何故、このように排除されなければならない商業的機能が存在し、……商業利潤なるものが存在するのであろうか。……。

この点について消費組合が発達して、直接的に……産業資本家と連結して仲間の商業利潤を節約・排除することの意義が、単に消費者の立場からだけでなく生産者の立場から見ても大なる意義を持つという……事情をさらに具体的に説明すれば次のようになる。

まずある資本家によって生産された商品が費用価格プラス平均利潤なる生産価格で販売される場合、その生産価格の指数を一〇〇としよう。この生産価格はもちろん、最終消費者の手に商品が渡った場合に実現される価格である。ところで……平均利潤の指数を今かりに……三〇……であるとしよう。……。

上述の仮定の場合もし生産者たる産業資本家が、商品が最終消費者の手に渡るまでのすべての流通機能を担当するとせば、平均利潤三〇はまるまる産業資本家によって取得される……。ところが、この流通過程の中へ種々な商人資本家……が介入して販売機能を担当するならば、産業資本家はその平均利潤三〇の取得を断念して、その内かりに二〇……を仲間商人たちに分

与譲渡したとしよう。……産業資本家のポケットにはいった割合は……一〇の指数を示すにすぎないことになる。

次に……産業資本家が規模の相当大なる組合員数の多い消費組合と直接取引していわゆる仲間商人たちの介入を一切拒否し……産業資本家が本来の平均利潤三〇の内一五の指数だけを自己のポケットに入れることを条件として取引したとする。産業資本家は、多くの商人資本家の介入により分与することを余儀なくされた二〇の内、五だけ取戻すことになる。他方、消費者の側から見ても、……消費組合団体を通じて生産者から直接購入した場合には、八五の指数に該当する値段で希望商品を手に入れ、一五の指数に該当する分だけ節約することができる」(平実『協同組合論』、六三―七〇ページ、昇洋書房)。

さしあたり、「仲間の商業利潤の節約排除」についての数字による平氏の「具体的説明」をきちんと整理すると、以下のようになろう。

一年間に前貸しされる産業資本の総額は七〇で、この総資本によって生産される剰余価値は三〇である。そして、七〇の産業資本のほかに、この商品資本一〇〇を取り扱うために、一四〇の商業資本が必要とされている。何故なら、前提にしたがって、総剰余価値三〇のうち産業資本家が一〇を取得して残余の二〇を商人が取得するものとすれば、商業資本は、七〇の産業資本にたいして、一四〇でなければならぬからである。そこで、総資本二一〇についての一般的利潤率は一四 $\frac{1}{7}$ %である。だから、Wが産業資本七〇の所有者によって商人に売られる価格は、 $70(C+V)+100m=80$ で、商人は、この商品とその資本一四〇にたいする一四 $\frac{1}{7}$ %の平均利潤を附加した $80+20=100$ すなわち商品の価値で、消費者に売ることになる。

この説明の中で平氏は、「費用価格の内容分析は、ここでは直接的に関係がないから一応不問にしておく」(平実、前掲書、六九ページ)といっているが、わたしは、ここに、すでに平氏の『協同組合論』そのものの杜撰さを見出す。この問題の例示に当たり、平氏は、産業資本七〇の構成あるいは剰余価値率を、どのように考えたのであろうか。もし、 m は一〇〇%だとすれば、資本の構成あるいは生産物は $40c+30v+30m=100$ であり、 m は二〇〇%だとすれば、それは $55c+15v+30m=100$ であろう。ところで、商業資本一四〇は、おそらく、商品買入れのための一〇〇と流通のための諸費用四〇とからなる。一四〇でなければならぬ。そして、この場合、後者は $22\frac{5}{7}c+17\frac{1}{7}v$ としてあるいは $31\frac{3}{7}c+8\frac{1}{7}v$ として機能するものと前提されている。こうした諸関係のもとで商人の取得する商業利潤二〇は、わずかに商業費用の半額を商人のために填補するにすぎない。それどころではない。一年間に生産された総剰余価値三〇をもっとしても、平氏と商人とは商業費四〇を填補することはできない。

この場合、生産者自身が商品を取り扱ふとすれば、生産者は、同じ機能のために一四〇ではなく、おそらく、二八〇の追加の資本投下を余儀なくされていたであらう。だから、剰余価値三〇は総資本三五〇にたいして計算され、利潤率は八⁵/₅%である。そして、おそらく、この追加資本二八〇のうち九〇は、もっぱら流通費としてのみ機能する資本部分であらうが、平氏は、この費用の填補をどのようにする積りなのだろうか。流通機能の移譲によって、利潤率は八%から一四%へと高められ、流通費は九〇から四〇へと大幅に節約されたとはいえ、流通費は依然回収できないままである。

ここで、平氏は「消費組合団体」に最後の奇蹟を期待しているが、事態は一向に変わるまい。引用文の仮定によれば、剰余価値三〇は、産業資本七〇と消費組合資本七〇とにたいして、それぞれ二分の一の割合で分けられ、したがってこれは二¹/₂%の利潤率となる。そして、消費組合資本七〇は、商品買入れのための四七と流通費のための二三とに分かれていて、後者は、 $13\frac{1}{2}c + 9\frac{6}{7}v$ あるは $14\frac{1}{14}c + 4\frac{13}{14}v$ という関係のもとで、資本四七のために機能するであらう。だが、いずれにせよ、消費組合資本の取得する商業利潤一五をもつてしては組合員のための商品取扱いに必要な商業費二三を填補できないという事情は、依然変わらない。つまり、「個々の消費者が営利商人の手を通じて商品を購入した場合、一〇〇の指数で購買しなければならなかったにもかかわらず、消費組合団体を通じて生産者から直接購入した場合には、八五の指数に該当する値段で希望商品を手に入れ、一五だけ節約することができる」という平氏の「仲間的商業利潤の節約排除」説はただの子供騙しにすぎないことが、明らかになる。

とはいえ、話はこれで終わりではない。平氏は、この袋小路からの出口を、独占資本主義下の消費組合の中に求めたのであるうか、次のようにいう。

「……独占資本主義が完全に確立し、独占価格の設定……どころか、国家が巨大独占資本の利潤追求活動を容易にするあらゆる術策を講じ、それと関連して大衆消費者たちの実質賃銀の低下、……インフレ高進政策が、あたかも重要な国策の一つであるがごとく推進されている現在……商業利潤の節約を『何やらの一つおぼえ』式に万年一日的に繰返し信奉、遵守している消費組合論者があるとすれば、そのアナクロニズム性も甚だしいといわねばならないであらう。

ここにおいて従来説かれてきた『協同組合的自己生産』……の問題が再び燃え上がるであらう。成程、消費組合が全面的に普及して、組合員が必要とするすべての商品を、協同組合専属工場で自家生産……するとすれば、消費組合は……商業利潤の節約どころか、……産業利潤の廃止にまで進むこともあながち不可能ではあるまい。……私はかつて、国家独占資本主義体

制下における資本主義企業の部分的国有化を論じ……それ自体が全体として完全にまとまった経済主体として機能することはできない……ということを述べた……が、資本主義生産関係の存続的条件の下においての協同組合的自己生産についても……自らその発展性に限界があるように考えられる。けっきょく、その限界とは、消費組合的自己生産においては、一般の資本主義企業と異って『欲求充足』原則の貫徹的目標下にあつて、資本の蓄積が拒否され、タブー視されているところから由来するように思う。資本蓄積がタブー視される限り、資本蓄積を本来目標として大規模生産を行うことを建前としている資本主義的巨大大企業と競争して勝てるなどということはまず考えられない……」(平実、前掲書、七二―七四ページ、傍点―井田)。

「何やらの一つおぼえ」とは、おそらく「馬鹿の一つおぼえ」ということであろうが、わたしは、ここで、この愉快な言葉をも、そっくりそのまま平氏に進呈したいと思う。「馬鹿の一つおぼえ式に万年一日的に繰返している商業利潤の節約」説を放棄して「協同組合的自己生産」の領域に逃げ込むことは、それ自体、すでに自己の協同組合理論の破産宣告である。読者は、「消費組合的自己生産の限界は資本の蓄積が拒否され、タブー視されているところに由来する」といつている平氏の長嘆息の中に、わたしのこの論断の正しさをみる事ができよう。平氏は、この長嘆息につづく「消費組合的社会主义論の系譜」についての論述の中で、「ハムブルク系組合論によれば、消費組合は……少からぬ商業利潤を節約するようになるが、……節約された商業利潤の大部分を、全部個人的配当として組合員に分配することを原則としたロッチデル方式は誤りであり、これはまさに小市民的やり方であり、町人根性である」(平実、前掲書、八九ページ)といつてこの「理論」に賛意を表しているかのごとくであるが、「資本の蓄積を拒否しタブー視して」なお消費組合たりうる消費組合がこの地球上のどこかにあるというならば是非平氏に教えて貰いたい、とわたしは思う。ここで「節約されるのが商業利潤」だというのは真つ赤なうそであり、「節約される商業利潤を全部個人的配当として組合員に分配することを原則とする」というのも同じく真つ赤なうそである。平氏は、ホリヨークの『先駆者たち』を読むことは読んだが、その場合、組合は危険準備資本をたつぷり留保しなければならぬといつている組合の規約と政策とを、見落としたのであろうか。平氏は、また、組合は拡大再生産のための利潤をたつぷり積立てるといつている組合の規約と政策をも、見落としたのであろうか。

さて、最後の問題に移ろう。

六 協同組合の卸売活動と協同組合の目的

「商業利潤の分配」と生活協同組合

(1) 「組合店舗のもっとも重要な役員は仕入係である。彼は自分の仕事と市場のことを知り尽くしていなければならない。……。小さな組合では適切な人をいつも見つけられるとは限らないし、また見つけたとしても、給料を出す余裕がない。しかし、卸売部はこうした人を数人かかえているので、各組合に奉仕することができるし、最小の組合が、最大の組合と同様に、混ざりもののない品物を、より安く、よりよく提供を受けることができる。というのは、大規模で、一つにまとまった仕入れは、当然、小規模なものよりもずっと有利になるからである」(第七章「成功にづく成功」、一〇二ページ、傍点——井田)。

(2) 「遠方からわざわざやってきた組合員は……品物を購入し、それを自宅へ送らせた。他の人びとは、共同して荷馬車を雇い入れ、品物を運んだ。こうした不便さを取り除くことと、トード・レーン(中央店舗)が組合員の大幅な増加に応ずるのがむずかしくなったことが理由となって、支部店舗が開設された」(第七章「成功にづく成功」、一〇二—一〇三ページ、傍点——井田)。

(3) 「ロッチデール組合は、まもなく、一四以上の支部店舗……を持つようになった。いったいそれらの支部は、どのようにして誕生したのであるか。……」

たくさんの組合員が組合からかなり遠く離れたところに住んでいたが、彼らは、組合の財政が一つ以上の店舗を持つことを許さなかった間は、毎週購入したものをトード・レーンの中央店舗から自宅まで持ち運ぶ労を、さして苦にもしていなかった。しかし、いまや店舗は毎晩混雑するようになり、職員が、昼の間に夜の仕事の準備をしておくことさえむずかしくなった。……

『支部』という新しい考えは人びとの間に急速に広まり、次の数週間のうちに、すでに店舗がある地区での支部と

しては最初のものである第三支部が、トード・レーンの店舗から歩いて十分くらいのところのホイットワース・ロー
ドに……開設された。……。

私は、第六バンフォード支部が開設されるに至ったいきさつを長々と述べてきたが……それは、この事が次の原則、
すなわち、付近に住む組合員が一定の事業量を、たとえば、一人の職員に公平な雇傭を約束しうるだけの事業量を保
証することができるのであれば、そこが町の中心から遠く離れた場所であっても、組合は安全に支部を運営すること
ができるという原則が存在することを明らかにしているからである」(第二章「支部」、三三六―三四〇ページ、傍点―
井田)。

(4) 「当時、ロッチデール先駆者組合は、食料・雑貨を扱う支部店舗を九つ持っていたが、このすべてにトード・レ
ーンの中央店舗が供給し、管理していた。支部店舗と中央店舗との取り引きは非常に簡単に処理された。支部の主任
は必要な商品を一定の書式で表示して中央に差し出した。支配人はそれを受け取ると、組合の商品がおりてある鉄道
または運河会社へ、配達注文書の支部宛にその商品の包みを送るように指図する。今度提案された販売所と加盟組合
との関係は、ロッチデール中央店舗と支部店舗との関係と、まったく同じであった。

グリーンウッド氏はこの完成している現実を指摘して、ついに三度目の新卸売販売所の設立を試みることに決め
た。『有限責任北イングランド卸売協同組合』という名称の組織が設立された」(第二章「卸売組合の起源」、三〇七―
三〇八ページ、傍点―井田)。

(3) ジードは、連合の目的が流通質の一層の節約にあることを強調して、次のようにいう。

「此の同盟(購買同盟―井田)の目的は単に経済上のものであって加入組合に対しその必要とする商品を共同に購入する

「商業利潤の分配」と生活協同組合

に存する。……。

消費組合聯合が共同して購買すれば次の如き利益がある。

一、大量に纏めて購入する為に各組合の仕入値段が自ら低廉となる。個人が相集まって共同して物を買へば低廉に買ふことが出来る理論は推して以て組合の集団にも亦適用し得るは云ふを俟たない。組合聯合は組合の組合たるに過ぎない」(シヤールジード『消費組合論』、広瀬訳、一九九ページ、傍点—井田)。

(4) この「支部」についてジードは次のようにいつているが、分析の深さの点でホリヨークに及ばないとはいへ、彼は、ここでもまた、流通費の節約をその中心においている点で、依然正しい。

「併し乍ら消費組合の最も恐る可き眞の敵は小売する大商店である。……即ち組合員に大商店と同様の利益——安価、現金、定価、総ゆるものを一点に集めて購入者の時間を節約せしむる等——を与えながら、大商店についてある重大な欠点例えば広告、宣伝、カタログ、見本の発送、陳列、商品の発送等に関する無用の費用その他面白からざる勧誘、不健全な刺激……等から全く免かれることができる。……」

併し乍ら消費組合の将来には更に新しき危険の存在することを知らなければならぬ。夫れは小間物化粧品に於けると等しく食糧品についても亦、今日の商業が採用した新しい方法である。……人が支店組織の商店と称するものである。これは集中主義でなく拡張主義である。顧客を迎へる代りに、此方より小さな町まで、田舎の町まで、村まで、然り田畑の中までも或は永久的の店を建て或は馬車で得意先を探ねるのである。

この新制度によれば、集中主義によって享くる若干の利益を犠牲にしなければならぬのは当然である。……併し又他面から見れば労銀や日給の点に於て大なる節約が出来る。使用人は企業費用を増加さすよりも寧ろ之を援助する責任ある支配人となる。ローズ物や目減等に付いては支配人之が責に任じ、その他広告、カタログ等に関する費用の節約等を挙げることが出来る。

此の恐ろしい強敵と競争し得るために、消費組合は彼等と同様の武器に頼らなければならぬ。即ち組織の中心に資本を集中するのである。地方の組合を改造して単なる支部となし……各支部に責任ある支配人を置くのである」(ジード、前掲書、二三四—二三五ページ、傍点—井田)。

わたしは、ここで、「支部制度」についての「記述」と卸売組合についてのそれとを一括して紹介したが、両者は

明らかに別物である。前者は「中央店舗」とその「支部店舗」との関係の問題であり、後者は「中央販売所」とそこから独立している「加盟組合」との関係の問題である。そして、設立についても両者はそれぞれ時を異にしていて、一方が一八五六年で他方が一八六三年であることは、引用文にあるとおりである。それにもかかわらず、当面、組合にたいする両者の経済的役割はまったく同じであって、この点において引用文六の(3)と(4)は、とくに注目に値する。

ホリヨークは、「当時先駆者組合は支部店舗を九つ持っていたが、このすべてにトード・レーンの中央店舗が供給し、管理していた」といつているが、このことは、「食料と雑貨とを扱う九つの支部店舗」が組合員に提供する商品はすべてトード・レーンの本部が一括して仕入れ業務を担当し、したがって、支部店舗は本部仕入れのこの商品を組合員に販売するという業務だけを担当していたことを、意味する。これこそは、今日、小売商業を中心とする商業の分野で猛威をふるいつつあるチェーン組織による経営である。卸売販売所の設立を提案するに当たって、「先駆者」の一人グリーンウッドが、「この完成している現実を指摘し」ながら、今回の「販売所と加盟組合との関係は」「この完成している現実」すなわち「中央店舗」と「支部店舗」との関係の単なる応用であることを説明した、といっているグリーンウッドの確信溢れる提案の状況髣髴たるものがあるホリヨークの先の「記述」からも十分推測できるように、一八六四年支部制度の誕生以来十年になろうとするチェーン経営の実践の中から、「先駆者たち」は、卸売組合の設立を通じて、流通費を節約して協同運動の実際の経済的效果を、さらに高めんとした。

さて、六つの問題にわけて紹介してきたかぎりでのホリヨークの「記述」は、「先駆者たち」が、苦難と栄光との数十年にわたる実践を通じて、生協とは何であるかについて極めて正確な理解をもつにいたったこと、このことについての正確な理解が、労働者を組織し指導して協同組合運動を真に正しく発展させるカギであること、このことを実

に見事に描き出している。

ホリヨークに続いて近藤氏の見解を見る順序になったが、わたしは、すでに、近藤氏の「理論」、といつてもこの問題にかんするかぎりでのことだが、の主要な内容を検討し、事実上、その性格の一端を明らかにした『商業資本の研究』一三二—一三九ページならびに「購買高に応じた剰余金の分配と生活協同組合」本誌第三二巻第三号所収、六〇—六八ページ)。そこで、わたしは、以下の考察を、重複を避けて従来の検討を補足するにとどめる。

第二章 「商業資本の特殊な企業形態」は協同組合の本質を説明できるか？

一 「商業資本の特殊な企業形態」は商業資本ではない
協同組合の本質についての近藤氏の「定義」を聞くことからはじめよう。

「資本主義の下において労働者や小生産者は、その経済的劣弱性を補うため、相互扶助の目的で協同組合を組織する。協同組合は、それ自体を資本とは称しがたいような零細なる出資によって形成されたところの商業資本の特殊な企業形態であるが、それがしばしば資本の組織ではなくて人の組織であるといわれるのは、協同組合にあっては出資は第二義的であつて、その事業の内容が、労働者の消費生活上の必要や小生産者の営業上の必要に直接基いて、その経済生活の一部を組織化することによる」(近藤『理論』一ページ、傍点—井田—以下頁数だけを掲げる)。

ここに早くも、協同組合の本質にかんする近藤「理論」と称されている「理論」の核心がある。近藤氏は、この点を、株式会社と対比しながら、より立ち入って次のように説明する。

「株式会社と対比するとき協同組合は、『拘束された商企業』ということができる。なぜなら、協同組合は商企業

ではあるけれども、その組合員の消費生活なり營業に直接役立つところの『施設』という性格を負うところに協同組合と株式会社との差がある。協同組合は一個独立の企業体の論理だけでは動くことができず、組合員のもっている性格に拘束されるのである。それは企業と企業が構成するカルテルとの關係に近い。カルテルは、そのものとして利潤をあげることを目的としない。

協同組合では組合員が主人であつて、組合はその『施設』にすぎないという基本的關係は、協同組合は企業体であるけれども、必ずしも常に利潤をあげることを目標とするものではなくする。企業体としての協同組合は利潤をあげなくても、組合を組織することによって、組合員がその生活や營業に必要な金融をえたり、購買・販売上の便宜をえらるならば、そこに協同組合の存在理由があるのである。組合員あつての協同組合である。消費者や小生産者の組織するところの商企業であるから、それを特殊な商企業といふことはできるが、単に商業資本と規定するのはあたらない。特殊な企業形態をとるところの商業資本といふべきである」(二—三ページ、傍点——井田)。

近藤氏は、協同組合を、「商業資本の特殊な企業形態」あるいは「拘束された商企業」と規定している。それは、商業資本ではあるがいわば手放しのそれではなく、「特殊」であり「拘束された」ものだという。そこで、問題はこゝの「特殊性」と「拘束性」との内容にある。はじめの引用文を見ると、「協同組合は、それ自体を資本とは称しがないような零細なる出資によって形成されたところの商業資本の特殊な企業形態」だといひ、あとの文章は、「消費者や小生産者の組織するところの商企業であるから、それを特殊な商企業といふことはできるが、単に商業資本と規定するのはあたらない」ともいふ。したがつて、資本として増殖することなど論外な零細な出資であるということと、出資のこの零細性を制約する組合構成員の性格つまり「消費者や小生産者」とが、協同組合についての近藤氏のまっ

たく独自の規定である「特殊性」の内容をなす。

それではもう一方の「拘束性」とは何か。協同組合を株式会社と対比している引用文のはじめで近藤氏が、「協同組合は組合員のもっている性格に拘束される」といっているのを見ると、「拘束された商企業」とは、組合員である「消費者や小生産者のもっている性格に拘束される」という意味での「拘束された商企業」だということになる。したがってこの「拘束性」とは、「消費者や小生産者の組織するところの商企業であるから、それを特殊な商企業ということができる」といつていた「特殊性」を、単にいいかえただけと見てよい。それでは組合はどのように拘束されるというのだろうか。近藤氏は、「協同組合は商企業ではあるけれども、一個独立の企業体の論理だけでは動くことができず、組合員のもっている性格に拘束されるのである。それは企業と企業が構成するカルテルとの関係に近い。カルテルはそのものとして利潤をあげることを目標としない」といつていたが、これは、「協同組合はそれ自体を資本とは称しがたいような零細なる出資によって形成された」ものだけといって、協同組合は利潤とは無縁な存在であるというとして、「特殊性」のもつ一面の単なるいいかえである。事実、『理論』のもう少しあとの説明で近藤氏は、次のようにいう。

「協同組合は商業資本のいかなる特殊な企業形態であるか。それが本書の最初に掲げた『資本主義下の経済的弱者の相互扶助組織』という協同組合の定義である。労働者や小生産者はその経済的劣弱性を補うための相互扶助の目的で協同組合を組織する。『協同組合はそれ自体を資本とは称しがたいような零細なる出資によって形成されたところの商業資本の企業形態』である。それは労働者や小生産者の消費生活や営業に直接役立つところの『施設』であつて、これを、『拘束された商企業』ということもできる。すなわち協同組合は企業体ではあるが、株式会社という普通

の企業体とはちがって、必ずしも常に利潤をあげること目標としなくてもよい。これを、『特殊な』企業といつてもよい。この特殊性は、協同組合を構成しているのが労働者や小生産者であり、これらのものの零細資本の集積による商業資本の企業形態であるということによっている(二三—二三ページ、傍点——井田)。

なんのことはない。近藤氏自ら「特殊性」と「拘束性」とはまったく同じことだといっているのだ。そうすると、協同組合の本質についての近藤氏の「定義」は、相容れない二つの規定からなることになる。「特殊な」というにせよ「拘束された」というにせよ、それが、「常に利潤をあげること目標とするものではない」ということを、その内容としているかぎり、この「特殊性」と「拘束性」とは、協同組合にたいする商業資本の規定とは相反する。たとえそれが商業資本であるとしても、商業資本であるかぎりそれは、「常に利潤をあげること目標とするものではなくする」のではなく、「常に」増殖しなければならない。こうして近藤氏は、冒頭からすでに、協同組合は商業資本であると「定義」するか、それとも商業資本ではないと「定義」するか、という苦しい選択を迫られている。

厳密にいえば、近藤氏は、「必ずしも常に」協同組合は資本ではないとか、断々乎として協同組合は「利潤をあげること目標としなさい」とか、いつているわけではない。たとえば近藤氏は、「組合はそのものとして利潤をあげること目的としなさいカルテルに近い」とか、「協同組合は必ずしも常に利潤をあげること目標とするものではなくする」とか、あるいはまた、「協同組合という特殊な企業形態をとった商業資本は……ばあいによつては、それ自体としては、利潤をあげなくても差しつかえない」(二三—二三ページ、傍点——井田)等々といっているからである。それでは近藤氏は、協同組合のうち一〇分の六だけが商業資本で残りの一〇分の四は「拘束」された資本部分だというのだろうか。それとも、この割合は七分三分あるいは五分五分だともいうのだろうか。それとも、それは逆の関係だとも

もいふのだろうか。なんとバカバカしいことか。

だが、こうした曖昧な言葉遣いは、一貫性を欠くだけでなく、かえって見苦しい。というのは、右の引用文にすぐ続けて近藤氏は、「だから、協同組合が個人企業や株式会社に代位することによって、総商業資本は資本と商業利潤を節約することになる」(二三ページ、傍点—井田)といい、あるいはまた、「労働者がその零細な拠出金によって営む消費組合は、機能としては商業資本の機能をはたす。けれども、それ自身としては貨幣ではあるが資本ではないところの出資金は、その拠出に対して利潤を要求しないところの非営利的経営が可能である。それは社会の総産業資本が商業資本の参与によって平均利潤が低下するのを免れしめる」(二四ページ、傍点—井田)ともいつていて、先の部分否定を意味する「必ずしも常に」ならびに「ばあいによっては」と右の引用文の冒頭を飾る「だから」とは決して両立しないことを、当の近藤氏は十分に承知しているはずだからである。もし、協同組合が「利潤をあげることを目的としない」すなわち利潤率の形成に参加しないということが、付足しにすぎないことを示す「必ずしも常に」と「ばあいによっては」とであるとすれば、事は極めて重大であって、近藤氏の「理論」は、文字どおり、その全基礎とともに、一瞬のうちにくずれ去る。協同組合は、平均利潤率を高めるためには、どうしても利潤を取得してはならない。利潤を取得し利潤率を低めでもしようものなら、組合はたちどころに存在理由そのものを失う。したがって、協同組合は「必ずしも常に……目標とするものではなくする」どころではなく、協同組合は「必ず常に……目標とするものではなくするものでなければならぬ」。すなわち協同組合は決して増殖などしてはならず、商業資本であってはならない。これが、近藤氏の協同組合「理論」が主張している一面である。

だが、この「理論」は、見落としてはならない他の一面をもつ。近藤氏は、「拘束された商企業」において、「利潤

をあげることを目標とするものではない』という協同組合の性格を示そうとしたが、これは、他面では同時に、協同組合を「施設」といい、「組合を組織することによって、組合員がその生活や営業に必要な金融をえたり、購買・販売上の便宜をえる」ところに「協同組合の存在理由」あるいは「組合機能の本質」（本畑精一『協同組合と農業問題』、二四七ページ）を求める東畑氏の理解と相互に制約しあい、それらは、両面相俟って、近藤「理論」なるものの骨格を形づくっている。

そうはいっても、「特殊」ではあれ商業資本である協同組合にしてなお「利潤をあげることを目標とするものではなくする」と近藤氏が真底考えていたとは、わたしにはどうしても考えられない。現に近藤氏は、「商業資本の独立の意義」の問題を論じて、「分業の結果、商業資本は……專業化するために市場の状態を広く精しく知ることができるので、資本の回転が速く、したがって流通期間が短縮し、商品の購入代金 g_1 は相対的に小さくてすむ。純粹な流通諸費用として投下される商業資本 g_2 はその絶対額を少なくてすむこと……によって総資本のなかで流通過程に従事する資本を最小にし、したがって平均利潤率の低下を少なくてすむこと……」(二ページ、傍点——井田)といっている。この場合、「平均利潤率の低下を少なくてすむ」ことができるのは、 g_1 が「相対的に小さくてすむ」からであり、 g_2 が「絶対額を少なくてすむ」ことができるからであって、 g_1 と g_2 とが「利潤をあげることを目標とするものではなくする」ものとなったからではけつしてない。この場合、「平均利潤率の低下を少なくてすむ」ことができるのは、「総資本のなかで流通過程に従事する g_1 と g_2 を最小にし」たからであって、 g_1 と g_2 とが総資本の一部を構成するものではなくったからではけつしてない。

そして、さらに、「商業資本に代位する可能性」の問題として右の理解をそのまま協同組合に援用して近藤氏は、

「商業利潤の分配」と生活協同組合

「資本制社会での……生産と消費の間には直接的なつながりがないの……に對して消費組合は、その組織が大きくなればなるほど大衆の消費を大量にとりまとめ、需要される商品の品質を統合して、予約注文など商品需要に對する見透しを、部分的ではあるが可能にするという……この生産と消費との間の隔絶の調整は、商品流通に要する商業資本とそれが必要とする経費を、調整が全くなくて無政府状態のばあいには比して、節約を可能ならしめる。例えば商業資本の大きな冗費の一つである広告費は消費組合組織においては最小限ですむ」(三ページ、傍点——井田)とまでいっている。ここで近藤氏が、協同組合資本 g_1 とそのための経費 g_2 とが相対的に「無政府状態のばあいに比して節約」されるあるいは「最小限ですむ」というとき、資本 g_1 と g_2 とは、総資本の一部を構成するものではなく、「利潤をあげることを目標とするものではなくする」ものとなったのではけっしてない。そうではなくて、それは、いつでももちろん近藤氏の理解をそのまま前提してのことだが、「生産と消費との間の隔絶の調整」という協同組合独自の機能によって、「総資本のなかで流通過程に従事する資本を最小にし、したがって平均利潤率の低下を少なくします」ことができるところに、産業資本にとっての「代位する可能性」の真義がある、と近藤氏は考えたものと見なければならぬ。

このように見てくると、表面的とはいえ、それなりにまとまっている近藤氏の商業資本の説明をして単なる「科学的」装いたらしめた決定的要因の一つは、近藤氏を強くとらえて離さなかった協同組合主義的思想に求められるのではなからうか。そして、この思想的影響は、東畑氏からポッターへと、近藤氏を駆りたてていく。読者は、「ロッチ デール消費組合の原則」の核心である「利潤の購買高配分制」についての近藤氏の解説のなかに、それを見ることができよう。

節をあらためてこの問題を見ていこう。

二 「商業資本の特殊な企業形態」はロッチデール原則と両立できない

「これらの営業上の『標語』のなかで、ロッチデール式消費組合の特徴を最も明白にしているのは、利潤を利用高に、応じて按分する配分方式である。それはまた資本主義のなかにおける協同組合の本質を示すものである。

営業からの利潤は、第一、これを出資者に帰することもできるし、第二、組合員がそれぞれ組合のために提供した労務に対して配分することもできるし、第三、組合からの購買高に比例する配分も考えられる。そのいずれをとるかは消費組合の管理に大きな影響を及ぼすものである。

第一の制度が資本主義に支配的な制度である。そこでは価格は出資者に最大の利潤を確保するように、あるいは高く、あるいは低く、便宜的に決められる。……。

第二に、『若干の店員が資本を標準としないで、各自の費した労働に応じて利潤を配当する制度に基き、自己の計算をもって』はじめた消費組合もある。このばあいは、事業が成功すれば彼らは資本家になる。かりに配当しうべき利潤を配分するにあたり、『昨日雇い入れた小僧』をも正組合員として遇したとしても、この消費組合は数人の個人の営利機関たること株式会社と異なるところはない。

第三の『購買高を標準とする利潤配分』は、消費資料に対する価格引下げとみることもできるし、原価以上の価格の払戻しということもできる。これを経済学的にいえば、商業利潤の圧縮によって労働者の労賃を、その価値通の支払いたらしめるための協同組合の基本的機能というべきである。しかし、次のことを附記する必要がある。この方式は配分の技術的方式、自動的貯蓄手段であつたとどまらず、消費組合という経済団体において、『団結の精神の普及

を力強く、しかし静かに促進するところの原理を広く知らしめる』民主的運営をレールにのせる鍵であった」（八九ページ、傍点——井田）。

ここには利潤もあれば商業利潤も登場する。ことに、購買高に応じて分配される「利潤」は、「圧縮された商業利潤」であって、これは「協同組合の基本的機能である」とまで近藤氏はいう。つまりこの「利潤」の分配がなければ、組合員にとっての協同組合の存在理由はなしに等しい、というわけだ。したがって、組合は、組合に与えられたこの基本的機能を正しく發揮するために、「必ずしも常に利潤をあげること为目标とするものではなくする」ところではなく、まさにその逆でなければならぬ。念には念をいれよの教えにしたがってもう一度繰り返すが、「協同組合は利潤をあげなくても、組合を組織することによって、組合員がその生活に必要な購買上の便宜をえるならば、そこに協同組合の存在理由がある」（三ページ）と近藤氏がいつていることは丁度正反對のことが、いま見ている説明の前提であって、利潤をあげない協同組合はおそらく九〇%かたその存在理由を失う、とここで近藤氏はいつているものと見てよい。あちら立てればこちら立たずの譬に漏れず、ここに再び近藤氏の矛盾からなる「定義」の面目躍如たるものがあるというべきであろうか。とはいえ、わたしの主要な関心はここにはない。

近藤氏の『理論』を見ればすぐ気付くであろうように、ロッチデール原則についての先の引用文の前後には、前章で見たホリヨークの『先駆者たち』とポッターの『消費組合発達史論』との文章が、しばしば注記されている。「原則」についての右の引用文は、内容から見れば、『発達史論』の八八頁後半から始まる「営業の利潤」についてのポッターの説明の要約である。この点は重要であるので、直接ポッターの説明と近藤氏の文章とを比べてみよう。すなわちポッターはこういう。

「偕て、營業の『利潤』は、之を三様又は三組の人々に支払ふことが出来る。……第一に彼等は、総ての純益をば元の二十八磅に對する配当として支払つてもよかつた。……第二に彼等は、組合の爲に各組合員の費したる労働に準じて其利潤を分割することも出来た。……。第三には彼等は、各組合員の購買高に比例して利潤を分配すると云ふ、新奇の考へを採用することも出来たのである。

私は、今茲に、此等三種の方法が、夫々如何に影響を、消費組合の管理、又は構成に及ぼすべきかを考へて見よう。第一の制度の下に於ては、価格は結局、持分主に最大の利潤を齎す様に極められるであらう。従つて、広く販売せむが爲めに廉価に売るか、高価に売るかは、単に便宜上の問題となるであらう。……。吾々は、閉鎖的の持分主団体を普通に支配するものは當利心であるとして見て差支へない。

第二には、……。若干の店員が、払込又は積立てたる資本を標準としないで各自の費したる労働に應じて利潤を配当するの制に基き、自己の計算を以つて消費組合を始めると云ふことを想像し得る。若し此等の労働者の事業が成功したとすれば、彼等は必ず資本家となるに相違ない。併し今、一步を譲つて此れ等の理想的の人々が、彼等の代りに労働せしむる……。外部の者を雇傭することを飽く迄肯んじなかつたし……。進んで此利潤を昨日雇い入れたる小僧に迄割愛したと想像して見やう。……。此真に理想的なる商店と雖も尚ほ其数を限られたる個人の當利機関たるを免れない。……。

是に於て乎、残るものは第三の方法——購買高を標準とする利潤の分配——であつた。而して、是れ実に、オーエンの理想を実現し、価格上の利潤を除去する間接の手段であつた。何となれば、購買者の出したる原価以上の差額は、配当金の形に於て彼等に払戻さるゝからである」(ポッター、前掲書、八八―九二ページ)。

近藤氏は、「第一の制度」ではじまり「第二に」と続く二つの説明を、これと同じ「第一の制度」ではじまり「第二には」と続くこのポッターの説明からそっくりとっている。問題は最後の「第三の」の説明である。この点についての両者の説明を並べてみると、それは次のような興味ある関係を示す。

(一)

近藤・「購買高を標準とする利潤配分」は消費資料に対する価格引下げとみることもできるし、原価以上の価格の払戻しということもできる。

ポッター・購買者の出したる原価以上の差額は、配当金の形に於て彼等に払戻さるゝ。

(二)

近藤・これを経済学的にいえば、商業利潤の圧縮によって労働者の労賃をその価値通の支払いたらしめるための協同組合の基本的機能というべきである。

ポッター・是れ実に、オーエンの理想を実現し、価格上の利潤を除去する間接の手段であつた。

購買高に依じた剰余金の分配を原価以上の価格の払戻しとみるかぎりで両者は同じ見地にたつとはいへ、その経済的意義の点で、両者の結論は、一見、異なる。問題は近藤氏の「経済学的」説明であるが、これは余りにも唐突である。近藤氏は、「価値通の支払い」にせよ「価値通でない支払い」にせよ、一六頁にわたる第一節の説明の中で、労働者の労賃について何もふれていない。「商業利潤の圧縮」・「購買高を標準とする利潤配分」によつてはじめて労働者の労賃が労働力の価値に等しくなるというこの「経済学」から推測すると、近藤氏は、労働力商品の価値以下での売買を、「経済学的」に前提していたものと見なければならぬ。だが、近藤氏は果たしてこの前提を一貫して堅持

しているのだろうか。それとも、それは、進退極まった挙句の果てのことではないのだろうか。

いま見ている近藤氏の説明は、『理論』の第一節「資本主義下の協同組合の基本型」の中の一文であるが、続く第二節「商業利潤と協同組合」一「資本の価値増殖と企業形態」の中で近藤氏は、「さて、正常な資本主義社会においては、労賃は労働力の価格であって、労働者がその労働力を維持するために必要な消費資料の価値……に一致する」(一八ページ、傍点——井田)と明確にいつている。事実、それに続けて商業資本について簡単に解説し、商業資本の独立化の意義が「平均利潤率の低下を少なくします」(二三ページ)点にある、と近藤氏はいつているのだが、商業資本が参加して形成される平均利潤率の論述が、すでに、いわれるところの「正常な資本主義社会において」形成されるそれであって、したがって「労賃は労働力の価格」であり「その価値通の支払い」であることぐらいは、近藤氏も忘れてはあるまい。それだけではない。「平均利潤率の低下を少なくします」という「商業資本の独立の意義」の問題をも含む近藤氏の商業資本の解説は、一字一句といついていままに、この点についての井上晴丸氏の「資本制商品社会に於ける協同組合在の合法則性」(井上晴丸『日本協同組合論』、二二—二四ページ、研進社)についての説明の借用である。もし、ここでどうしても近藤氏の独自性を指摘しなければならぬとすれば、それは、純粋な流通費に關連して近藤氏がいつている「剰余価値を喰いつぶす」という景氣のいいカケゴエの中に見出すことができよう。それはさておき、そこから近藤氏が借用したと考えられる商業資本についての井上氏の解説についていえば、それは、当然にも、可変資本V・「価値通に支払われた労働者の労賃」を前提する。

こういう次第で、「購買高を標準とする利潤配分」がはじめて「労働者の労賃をその価値通の支払いたらしめる」ということは、誤りであるにとどまらず、近藤氏御自身の前提にも反するその場かぎりのいい逃れといわなければならない

らない。

近藤氏の「経済学的」前提の問題との関連で、近藤氏の無責任さと混乱ぶりをもう少し続けて見ておく。

それは、いま見たところで近藤氏が「商業利潤の圧縮」といつていることについてである。この「圧縮」とは何か。これは、ここで初めて登場しただけでこれ以後一切使われていない。その後「節約」という言葉が一貫して使われている。繰り返しになるが、この用語例を次に列挙してみよう。

(1) 「協同組合という特殊な企業形態をとった商業資本は、ばあいによっては、それ自体としては、利潤をあげなくとも、差しつかえない。だから、協同組合が株式会社に代位することによって、総商業資本は資本と商業利潤を節約することになる」(傍点——井田)。

(2) 「労働者とその零細な拠出金によって営む消費組合は、機能としては商業資本の機能をはたす。けれども、それ自身としては資本ではないところの出資金は、その拠出に対して利潤を要求しないところの非営利的経営が可能である。それは社会の総産業資本が、商業資本の参与によって平均利潤が低下するのを免れしめる」(傍点——井田)。

(3) 「協同組合によって、利潤がなくても出資される資金の性格のゆえに、それは社会の総産業資本の平均利潤率を高く維持する作用をもちうるのである」(傍点——井田)。

(4) 「……節約された商業利潤分だけ消費資料の価格低下があるとして……全産業部門の享有する利潤が増加し、平均利潤率を高める結果となるばあいもある」(二五ページ、傍点——井田)。

(5) 「商業資本を節約しうるにすぎない協同組合であるが……」(二五ページ、傍点——井田)。

この場合、近藤氏は何を節約するのだろうか。商業資本と商業利潤とを節約する、と近藤氏はいう。近藤氏

はどのようにしてそれを節約するというのだろうか。協同組合は、商業資本と同じ機能を果たし、したがって産業資本のために価値と剰余価値とを実現しそれによって同時に諸生産物の現実の交換を媒介するにもかかわらず、利潤率の形成に参加しないことよってである、と近藤氏はいふ。近藤氏は何のためにそれを節約するというのだろうか。平均利潤率の低下を阻止しそれを高く維持するためである、と近藤氏はいふ。それでは、近藤氏は誰のために商業利潤を節約するというのだろうか。およそ労働者のためなどではなく産業資本のためである、と近藤氏はいふ。これがわたしの恣意的な解釈ではないことは、いま列挙した文章に見るとおりであるが、さらに、近藤氏は、商業資本についての解説の最後で、「商業資本の独立は、資本の自律性によるもので、産業資本にとつて、『必要なる悪』の節約である。」（二二ページ、傍点——井田）。と論断する。そこでこういうことになる。近藤氏が「購買高を標準とする利潤配分」についての項で「商業利潤の圧縮」といつていたその「圧縮」とは、いま見た「商業利潤が節約される」といふときのその節約以外のことを意味する言葉ではけつてなく、「社会の産業資本にとつて、『必要なる悪』・商業利潤が節約される」のであり、「社会の産業資本にとつて『必要なる悪』・商業利潤が圧縮される」といつているのだということ、これである。つまり、近藤氏の「経済学」には、組合員・労働者のために「圧縮すべき商業利潤」はもともとなかつたのだ。とはいへ、近藤氏は心配御無用。すでに詳論したとおり、「労働者の労賃は価値通支払」われていて、近藤式「協同組合の基本的機能」などは、必要なくなっているからである。こうして近藤氏の「経済学」は、「資本主義のなかにおける協同組合の本質を示すもの」とまでいつてその決定的意義を近藤氏自ら強調している購買高に応じた剰余金の分配すらも否定するという、重大な結論を引き出さざるをえない。前稿で明らかにしたとおり、文字どおり生協の本質を反映するこの「原則」は、不当にも、近藤「理論」の中に占めるべき位置を見出すことはで

きない。剰余金の分配を、果たして「原価以上の価格の払戻し」と見るか、それともわたしが繰り返し強調している流通費の節約分を見るべきかは別にしても、この剰余金とその分配とは客観的事実である。

購買高に応じた剰余金の分配の経済的意義についての近藤氏の見解をポッターのそれと比較しながら、近藤氏の「経済学」を検討してこままできたが、わたしは少し結論を急ぎすぎたかもしれない。近藤氏にしたがって「利潤配分」についての検討をもう少し続けよう。

近藤氏は深遠な「経済学的」説明によって困難な事態をなんなく切り抜けるかに見えたが、問題は依然未解決であった。だが、読者はちっとも心配いらぬ。「消費資料の価格低下と利潤率」を論じて近藤氏は、「消費組合という企業形態の商業資本が参加することによって……直接もたらされる結果は、消費資料の価格低下ということである。消費資料の価格低下にかかわらず、もし労働者の労賃が価値通りに支払われているならば、消費物資の価格低下は実質賃銀の増大をもたらし、その程度は労賃をして剰余価値の一部へ割りこませることもありうる」(二四ページ、傍点——井田)と云って、もう一つ別の「経済学的」説明をぬかりなく用意していたのだ。

ポッターとの比較をよく見るとすぐ気付くが、「購買高を標準とする利潤配分」にたいして、「消費資料に対する価格引下げとみることもできるし、原価以上の価格の払戻しということもできる」と云っている近藤氏の説明は、同じ関係の二様の表現である、とわたしは考えていた。ところが、近藤氏は、器用なことには、これを次のように二様に使いわけようとしているかのようである。すなわち、

(1) 「購買高を標準とする利潤配分」は、原価以上の価格の払戻しということもできる。

これを経済学的にいえば、商業利潤の圧縮によって労働者の労賃をその価値通の支払いたらしめる協同組合の基

本的機能というべきである」。

(2) 「購買高を標準とする利潤配分」は、消費資料に対する価格引下げとみることもできる。

消費資料の価格低下にかかわらず、もし労働者の労賃が価値通りに支払われているならば、消費物資の価格低下は、労賃をして剰余価値の一部へ割りこませることもありうる」。

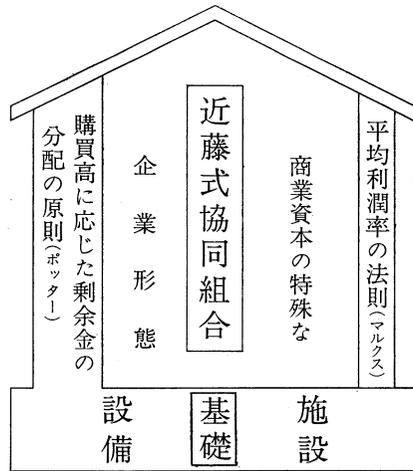
という具合にである。そして、(1)があらゆる意味で成り立たないことは、すでに明らかにされた。つまり、近藤氏は(2)の「経済学」を用意していたのである。より正確に言えば、近藤氏に残された唯一の「経済学的」説明は、(2)だけとなってしまった。いまや労働者は、「価値通の労賃支払い」に加えて「剰余価値の一部への割りこみ」に成功し、一たん資本家に無償で提供した剰余価値を、再び、自分の手もとに奪回する。なんと結構至極な近藤式協同組合であることか！ こうして近藤式「協同組合の基本的機能」は、一転、組合員・労働者を「天国」へと導く。一体、近藤氏は協同組合をどこへ連れていこうとするのだろうか。

なるほど、近藤氏は商業利潤と利潤一般との区別の必要性を随時強調しているとはいえ、収奪された労賃の一部の取戻しにすぎない節約された流通費のこの分配をもって、剰余価値の奪回だなどといって自他いづれをも欺く近藤氏この幻想の見地は、本質的にみて、「消費組合をして真に消費組合たらしめる」点を「価格上の利潤」の除去に求めるポッター等々の見地と、どれほどの相違があるというのだろうか。事実、「利潤配分」についての解説を終わるに当たってとくに「附記する必要がある」と考えた近藤氏は、ポッターを引用しつつ、「この方式は配分の技術的方式、自動的貯蓄手段であつたにとどまらず、消費組合という経済的団体において、『団結の精神の普及を力強く、しかし静かに促進するところの原理を広く知らしめる』民主的運営をルールにのせる鍵であつた」といつているが、これは、

近藤氏の主観的意図はともあれ、まさしく、「此団体は実に、管理と利潤とを独占する特殊部落……に非ずして、生長してやまざる投票者の団体——組合員の権利を得ること地方自治団体に於けるよりも容易なる選挙者団体——団体的生活の一方面（各人使用の為めの商品の準備分配）を司るべき代表者を選挙する開放的民主団体である。而して是れ実に『購買高を標準とする配当』の偉勲である。夫は此産業団体に無比の民主的基礎を与へた」（ポッター、前掲書、九六ページ）といつてこの「利潤配分」の「真義を説いた」（ポッター、前掲書、九八ページ）ポッターの見地との一致を示すものではなからうか。

やつと終わりに近づいた『理論』の検討を簡単に整理してみると、結局のところ、近藤氏は協同組合とは何かを真に正しく理解していなかった、との一語につきる。そしてその際、どの説明箇所をとつても殆ど誤りと撞着とからだげなるともいえる近藤氏の「理論」は、マルクスについてのいい方に倣って貰うと、三つの源泉とでもいへきものをもつ。第一は、『資本論』の商業資本についての井上氏の独自の理解の無批判的な利用をあげることができ。第二は、ロッチデール原則・購買高に応じた剰余金の分配についてのポッターの説明の無雑作な借用である。そして最後に、組合を「施設」あるいは「設備」とみる見方における近藤、東畑両氏の完全な一致を挙げなければならない。近藤氏は、組合機能の本質は「設備」である、あるいは、組合の存在理由は「施設」である、というように機能主義に立脚して「施設」の概念を中心におき、その妥当性を『資本論』の説明で基礎づけることに意をそそいだ。「労働者」がその零細な拠出金によって営む消費組合は、機能としては商業資本の機能をはたす。とはいへ、それは労働者の零細な出資によって形成されたものであるが故に貨幣ではあるが資本ではない」という具合に。そして、この基礎の上に二本の柱がたてられる。資本制的生産における協同組合の経済的役割の解明は二面的でなければならぬ

近藤氏の「理論」の仕組みを
図示すると次のようになる。



しく位置づけて理論の内容をゆたかにすることができるといえる。これを欠く三つの「経済学」の単なる羅列は、協同組合の本質についての科学的研究の停滞と混乱ならびにホリヨークからの後退だけをもたらす。⁽²⁾

(1) こうして近藤氏の「理論」を有力な論拠として、さまざまな「理論」が登場して、それらが協同組合の本質規定の問題でそれぞれ独自性を発揮しあうことになる。以下はそのごく一部分である。

(一) 石見尚氏の見解

「農協においては資金と農民的組織とは結合し、相補的關係にある。とともに対立的關係にもある。農民の集团的組織力が弱い場合、資金力によって補給する度合が強まる。組織に対する資金量の膨張によって、資金の独立性の可能性が胎生し一定

「商業利潤の分配」と生活協同組合

の事情のもとで農協の組織主体である農民的集団を従属させるに至る。それは資金自体に内生する性質によって誘発されるのである。……。その上、資金が多かれ少かれ自己増殖的性格をもちかつ継続的運営がなされる限り、単なる資金としての性格から、資本勘定の側面が成立する。資本勘定において運営される条件の成熟下では、農協のもつ商品資本としてのこの機能が、商品取扱資本として独立してくる。……。農協が企業としてもつ資本的側面の資本主義的増殖性と、組織型態の農民的側面との間に矛盾が生ずる。これは農協の割切れない弱点である。……。農協の両側面の対抗において、資本的側面の独立からさら、それが組織に対する優位を占めてくる。……。契機は借入資本……の自己資本に対する比率、商品取引関係における債権債務の關係等種々の事情による」（石見尚「農協の遺産について——現代農協の資本的側面についての試論——」『協同組合の組織と経営』所収、七四―七五ページ、傍点——井田、御茶の水書房）。

(二) 吉田寛一氏の見解

「もし出資金のみで組合の企業が運営できるとすれば、組合は企業として利潤を生む必要はない……。ここには相互扶助的性格があり、奉仕の原則を強くみることができ……。しかし組合員のものであっても貯金の利用、そして借入金の資本としての利用が強くなれば、組合は企業として利潤追求を必然的な性格とせざるをえない……。こうなれば安定の原則が必然的な要求となってくる。この要求は組合員からの要求ではなく、……。借入金の外部資本の要求である。

「……資本制の下で企業として果している農協の役割は、農協資本の資本化をさけることはできない。まず、他人資本を主たる運用資本とせざるをえないかぎり、資本化の第一の条件をもつ……。また中間利潤の排除が問題とならなくなった現在において、農協の本来的にもつ前期資本対抗への役割は、極めて弱くなっている。そこに農家の農協外への資金の流失があり、出資配当への要求が生じてくる。……。かくして上からと下からの要求によって、農協資本の資本化が次第に進行する……」（吉田寛一「農業協同組合の資本について」『市場問題と協同組合』所収、一四八―一四九ページおよび一五八―一五九ページ、傍点——井田、御茶の水書房）。

(四) 大野和美氏の見解

「まずどのような意味で生協は現在の日本では商業資本であるのか、ということを確認しておこう……。ひとつは、最近の生協がその資金需要に応じて出資金を増やせないで……。ほとんどを借入金でまかなっているということ……。が、生協の商業資本としての性格を決定的にしている、重大な要因なのだ、という点である……。資金面では……。組合の力ではなく、貸付

資本という資本の力で生協がのびていることになる。……。借入金には当然利子を支払わなければならない。利子部分だけ高く売らねばならない。その分だけ組合員が収奪されざるを得ない。……。ここでは……消費者の生活向上という生協の本来の経営目的は利払確保のための利益追求という内容に実質転換しているのだ。……。……最近の生協は、……一部の組合員が仕入・販売その他マネジメントをやりくりしているわけだ。そのことによつてすでに生協の運営する資金は少なくとも形式的には $G_1 - W - G_2$ という運動を行なうことになる。もちろん、このような資金運用の目的は G_2 を G_1 より大きくすることではなく、 $G_1 \parallel G_2$ を原則としながら、この G をなるべく小額にとどめつつよりよい W を組合員に提供することにある、といつてよい。しかしそこに生協を商業資本にしてしまふ根もまたひそんで……」（大野和美「経営体としての最近の生協」『生活協同組合と流通革命』所収、一一四—一二八ページ、傍点——井田、流通産業研究所）。

読者は、以上の三つの引用文のうち傍点を付した箇所を、次の近藤氏の説明と比べていただきたい。すなわち、「それ自身としては貨幣ではあるが資本ではないところの出資金は、その拠出に対して利潤を要求しないところの非営利的経営が可能である。もとよりこの特徴は、現実には図式的にはみられ……ない。なぜなら零細な出資に対してもある程度の配当が要求されるし、協同組合の事業が拡張してゆけば、……次第に組合員からの貯金や銀行……の資金に依存せざるを得なくなり、そのような資金に対しては利子が当然要求されるから、その支払いが消費組合のあげる剰余によつて支払われなくてはならないこと、商業資本または産業資本が商品流通を担当する場合と異なるところは、ない……」（近藤「理論」、二四ページ、傍点——井田）と。近藤氏との間に相違を見出すことが困難なほど、三氏は近藤氏の説明に依拠している。そして、この依存はまだ続く。吉田氏は、「協同組合は『流通過程』の合理化のために存在するものであることは定説になっている。……。……それでは流通過程の合理化とは何であるか、……。この合理化は中間利潤の相対的減少を意味する以外ではない……」（吉田寛一、前掲論文、一四八ページ）という。吉田氏は、いとも気軽に、定説は協同組合の存在理由を流通過程の合理化に求めているというが、吉田氏はこのことに何の疑問ももたないのだろうか。それが定説だということだけでこの定説なるものを鵜呑みにしてしまつて、吉田氏はおそらく自ら考える手間を省いたのであろう。「中間利潤の相対的減少」は、「産業資本の平均利潤率を高く維持する、あるいは、平均利潤が低下するのを免れさせる」といふことができるが、これが定説の創始者近藤氏の見解のうちの一の柱である。ここでわたしは、念のためにいうのだが、問題の利潤率が高く維持されるか低くしか維持されないかは、労働者から無償で手に入れた獲得物を、資本家仲間の間でどのような割合で分けあうのかの問題でしかないのだ、という

ことを是非とも吉田氏に理解して貰いたいと思う。

ここで序に石見氏のその後の新見解をもう少し見ておきたい。それは、石見氏の新著『協同組合新論』（家の光協会）のことである。石見氏は、同書における「基本的立場」について、次のようにいう。

「協同組合理論の現代化とは、いわゆる『国家独占資本主義』における協同組合の段階論的変容を論ずることではない。

それは資本主義における協同組合の合法則を論じた、一九三〇年代の旧協同組合論の延長ないし修正にすぎないであろう。現代に必要なのは……協同組合にとっての自立の思想であり、失われた自己の再発見でなければならない。これが本書の基本的立場である。したがって本書では、協同組合について通常いいふるされた常識的な事柄は、なるべく簡略にし、むしろ既存の協同組合論が見落としてきた基本問題、すなわち生産に基礎をおいた協同組合ないし協同組合社会に視点を据えてある」（石見尚、前掲書、まえがき、二ページ）。

そして、第三章「協同組合における価値論」二、「価値法則と協同組合」(ロ)「分配と交換」の中で、石見氏は次のようにいう。「分配といえ……所得分配の意味に考えられている。しかし……分配は生産への労働力、産業資本、資付け資本、所有された土地資源の参加の仕方によって定まるものである。……」。

それゆえ本来の分配は……総生産物の配分を意味するのである。……所得分配は『分配』の中の一部であり、生産手段の所有がかわれば、生産物の領有法則もかわるのである。

それゆえ分配をかえるには、基本的には生産への参加の仕組みをかえるように、領有法則の前提にある社会関係をかえなければならぬ。しかし分配を所得分配に限定して狭くとらえると、中間利潤の節減が主要関心事となる。すなわち協同組合問題の焦点を、利潤問題に矮小化することになる。また利潤そのものの廃止に関する協同組合の限界を指摘し、労働運動あるいは階級運動にその役割の期待をかける議論も軌を一にするものであって、それは所得分配の域を出ないのである。生産手段、労働力をふくめた生産要素、資源および生産物の再生産過程における全分配の原理が問題なのである。……前節で協同組合は『資本論』の範囲を超えた問題であるとのべたのはそのためである」（石見尚、前掲書、一一三—一一四ページ）。

一九三〇年代の旧協同組合論といえ、まず第一に近藤氏の「有名」な『協同組合原論』をあげなければならぬ。だが、石見氏はこの『原論』のどこに「協同組合の合法則を論じた」説明があるというのだろうか。そういうものがあると石見氏がいうならば非とも教えていただきたい。なるほど、流通資本の機能が商業資本のそれとして独立すれば、資本の一般的利潤率の

低下は少なくすむ。この点は『資本論』が明らかにし、同書でも論及している。『原論』でいっていることはこれがすべてであつて、本質的な説明はこれ以外に何も無い。もし石見氏がこの説明をさして「合法則」というとすれば、それは、商業資本の独立化についての「合法則を論じた」ものではあつても、協同組合の「合法則を論じた」ものではけつてない。そして、石見氏がその説明を「簡略にした」「協同組合について通常いいふるされた常識的な事柄」とは、今日にいたるまで繰返し繰返されてきた商業資本に関するこの「合法則」に他ならない。石見氏も御存知であろうと思うが、商業資本とは流通費を節約するために資本がつくりだした一大事物である。したがつて石見氏は、殆どもっぱら近藤氏に依拠して、「農協のもつ商品資本としてのこの機能が商品取扱資本として独立してくる」などとわけのわからないことをいったり、「中間利潤の削減」とかということでは、とてもその全内容を理解することはできない。石見氏は、たとえ百万遍繰返しても、「中間利潤の削減」だけでは「狭い所得分配」の機構すら真実には理解できない。

石見氏は、「協同組合主義をめぐる三〇年代論争……」が提起し解明した「一般的問題」を「二点に要約」して、次のようにいう。

「第一、組合員が物資を共同購入しあるいは自己生産によつて分配するのが協同組合活動の一つであるが、これの運営にあつて基本となるべき協同組合原則を前提として、果たして利潤が廃止できるか否か。そのメカニズム如何の問題である。

第二、利潤なく、しかも生産手段の私有制にもとづく協同組合主義の社会は、資本主義社会から社会主義社会への過渡的形態の社会であるか、あるいはそのいずれとも異なる第三の社会形態であるか。

当時の論争は……論争とはいひながら論点が未解決のまま残り残された感を深くするのである。しかもその未解決の問題ないし当事者たちが回避あるいは意識にのぼせなかつた問題が、資本主義といわず、まさに現代の問題となつていのである」(石見尚、前掲書、一〇二ページ)。

この「要約」が「協同組合問題の焦点を利潤問題に矮小化」してきた既存の見地に対する新たな「視点」である、と石見氏はいうのであろうか。だが、この「要約」と問題提起とはナンセンスに近い。石見氏がいつている協同組合原則とは、取りも直さず、ロッチデール原則を意味し、その根幹をなすものは、事実上、「先駆者たち」が「創始」した購買高に応じた剰余金の分配の原則である、とわたしは考える。とはいつても、それは、この「原則」の中に「協同的産業制度の中心思想」を発見し、この「原則」の運用の中に「オーエンの理想を実現し、価格上の利潤を除去する間接的手段」を発見したといつて歓喜する、ポッターの意味においてはけつてない。この点は、すでに前稿で解明しておいたが、本稿でも立ち入つて論及したと

おりである。この「原則」は商業利潤にさえ指一本ふれはしない。したがって、わたしの見るところによれば、「協同組合原則」を前提として利潤が廃止できるか否か」の問題提起そのものが、すでに、問題提起者の無知と無力とを証明する。石見氏は、「協同組合は『資本論』の範囲を超えた問題である」から「中間利潤の削減が主要関心事」である流通ではなく、「生産に基礎をおいた協同組合に視点を据えて」「協同組合新論」をうちたてようとしているが、これはやはり誤った「視点」である。「視点」は、依然として、「中間利潤の節減」の問題をもふくむ流通にすべきであろう。そうすればこの「視点」は、必ずや、資本のために利潤率と利潤・収入の削減を減少し、労働者のために労賃・収入の削減すなわち収奪を軽減するという協同組合の機能のもつ二面性を真に正しく把握することを可能にすると同時に、それは、また、協同組合運動の限界をも明らかにして、階級闘争の中に占めるべきこの運動の位置を真に正しく把握することをも可能にするであろう。こういう次第で、いま必要なことは、「協同組合についていいふるされた事柄」はまさに「協同組合についての常識的な事柄」にすぎず、本質的な事柄ではなかった事実を、深刻に反省することであり、「既存の協同組合論が見落としてきた基本問題」は、「協同組合についていいふるされた事柄」が「協同組合の合法則」の一面についての大雑把な解説であって、その全面についての立ち入った分析ではなかった事実を、正しく認識することにある。

(2) 以下、研究の現状・停締と混乱を知る手がかりとして、伊東勇夫氏が協同組合の「存立の条件」について、事実上、近藤氏の亜流としてのみ振舞っている顛末を以下に紹介する。伊東氏は、はじめに、通説によってひん曲げられている商業利潤についての『「資本論」』の説明にしたがって「すなわちかの「剰余価値からの控除」論に立脚して一般的利潤率の等式を示し、続いて次のようにいう。

「このように商業資本があらわれると、必然的に利潤率を低下させるように作用する……」。

そこで、産業資本は……平均利潤率を引き下げるように作用するこの商業利潤を、なるべく最低限におさえようとするにいたる。ここに協同組合（消費組合）の存在の条件がある。……」。

しかし、……客観的条件をどのように主体がうけとめこれを主体的な結合として発現させるかということが、協同組合存立のキー・ポイントである。……」。

ところで、資本主義的生産は、より多くの利潤を獲得しようとするものであるから……、賃金を低くしようとする。しかしながら、生活水準は硬直性をもち、……むしろ社会の発展とともに高くなっていく傾向が一般的である。そこで賃金と社会的

生活水準にアンバランスが生じ、……ここに相対的窮乏化がおこる。……。労働者は、その生活権をまもるため結集し……、『労働組合』という組織を形づくり……外部的のみでなく、内部的に労働者の生活費の合理化をはかって……購入品の中間利潤を節減し、より生活費をひきざげることによって窮乏化に対処しようとするにいたる。ここに協同組合……成立の主体的条件が醸成してくる。……。

いま消費者の個別経済の立場から、消費組合形成の論理を考えてみよう。例としてバターをとり、その購買価格を Y とし、費用価格を K 、 P' を産業利潤 m_1 、 m_2 、 m_3 、 m_4 をそれぞれ商人中間利潤とすると、市場におけるバターの現実販売価格はつぎのようになろう。

$$Y = K + P' + (m_1 + m_2 + m_3 + m_4)$$

つまり、消費者が買う価格は生産者がつける生産価格(費用価格+平均利潤)に……商業利潤が加算されたいわゆる現実市場価格である。だから消費者は……なんとかしてこのマージン……を節減し、その分だけでもやすく買おうとする。……。場合によっては…… $KP \parallel K + P$ という生産価格……で買おうとさえする。このために消費者は協力して商業利潤排除のための協同組合……を形成しようとするにいたる。……。

そのことは総社会的にみても、『商業利潤排除』という一点では資本の要求にも合致している。いま商業資本を h であらわし、流通費用を $(K' + K^2)$ とし、 K' を不変資本部分…… K^2 を可変資本……とすると、
$$\frac{M - (K_1 + K_2)}{(C + V) + h + (K_1 + K_2)} < \frac{C + V}{M}$$
となり商業利潤が大きいほど利潤率は低下することになる。そこで総資本としてもなるべく商業資本の介入をすくなくし、あるいはこれを省略し、利潤率をなるべく高く保とうとする。このことは協同組合を存立させる客観的条件になる。つまり、消費組合は総資本の商人利潤排除という要求と、労働者の窮乏化に対する対応策としての『商業利潤排除』という主・客合一の要求によって成立の条件が与えられる……。(伊東勇夫『現代日本協同組合論』、九八一—一〇三ページ、御茶の水書房)。

ここには消費組合成立の必然性における二元論がある。伊東氏の説明は二元論であることにおいてすでに問題であるが、他方伊東氏が問題の解決を二元論に求めざるをえなかった理由を考えてみると、近藤式思考から一步も外に出ることができないといえるとはいえず、近藤式「商業利潤節約」論だけでは資本のための協同組合ではあっても労働者のためのそれにはなりえないとのかすかな予感に捉えられたであろう伊東は、この予感に正しくも導かれて、労働者のための組合成立の「条件」を「相対的窮乏化」に求めざるをえなかった。したがって、伊東氏のこの予感・「批判の見地」そのものは、科学的にみて、いうまで

もなく正しい。こうして、伊東氏は外部的と内部的ならびに生活権と生活費という二対の言葉に重要な役割を演じさせるなどの工夫を凝らしてこの問題と四ツに取り組んでいるが、この説明の誤りはたちどころに暴露される。

「相対的窮乏化」の見地から「消費組合形成の論理を考えて見よう」とする伊東氏は、なんと驚いたことには、商業利潤の説明にこの「考え」の論拠を求めようとしている。こんなことなら何のための「相対的窮乏化」なのかといったくなるがしばらく辛棒しよう。また、商業利潤についての伊東氏の見解が、歪曲と誤謬とからなる通説の無批判的借用であることもさしあたり聞うまい。だがわたしは、「消費組合形成の論理」を「商業利潤」の中に求めている伊東氏はこの課題を何と考えているかを、是非伊東氏に尋ねたい。伊東氏自ら解説して商業利潤が大きいほど利潤率は低下する」といっていることでも推測できるように、剰余価値の産業利潤と商業利潤とへの分割の問題が、まず第一に指摘されなければならないまい。だが、この剰余価値の相異なる利潤諸部分への分割しだがつてまた産業資本家と商業資本家とへの資本家階級の分裂は、それ自体としては資本家世界での出来事であつて、労働者にとつての問題ではない。

伊東氏は、この解説でも「個別経済の立場」と「総資本的」観点という具合に、言葉の上で独自の工夫をし、前者は価格の問題を後者は利潤率の問題を論じているが、伊東氏は果たしてこの点で成功しているであろうか。先の引用によれば、「消費者が買う価格は生産者がつける生産価格（費用価格＋平均利潤）に商業利潤が加算されたいわゆる現実市場価格である」。最後の「いわゆる現実市場価格」とは初耳の言葉だが、これは、『資本論』でマルクスが「総商品資本の現実の価値または生産価格は $h + p + \frac{h}{n}$ （この h は商業利潤）に等しい」（大月版 29、三五八ページ）といっている、価値と等しい価格を示す紛らわしい代用語とみていい。すなわち、この場合「消費者が買う価格・現実市場価格」は価値と等しい価格であり、したがつてこの価格を構成する費用価格要素・労働力もまたそうである。このことを百も承知でなければならぬにもかかわらず、伊東氏は、「メーカーは商業利潤を定価のなかにくみこんで売価としている」といつて血相をかえ、「消費者はなんとかしてこのマージン分だけやすく買い、場合によっては商人利潤を完全に排除して生産価格そのままの形で買」うべきで、「商業利潤排除のための協同組合を形成しよう」と深遠な「理論」を掲げて労働者に真剣に呼びかける格好になっている。これはまことにおかしい話ではないか。労働者の売る商品も価値とおりの価格なら労働者の買う商品も価値とおりの価格なのだから、これで文句があるとすればそれこそ労働者は罰当たりというものだ。これは、「消費組合形成の論理」などではなく、自分のものは自分のもの、他人のものも自分のもの、という泥棒の「論理」である。これは、まさしく、近藤氏が自己自身の諸前提に逆らつ

て、突如、購買高に応じた剰余金の分配の原則を持ち込んでおいて、剰余金は「原価以上の価格の払戻し」であって、「消費組合は労賃をして剰余価値の一部へ割りこませる」といつていた、あの幻想の「論理」の見事な再現である。

これまで伊東氏自身が設定した諸前提をそのまま前提して話をすすめてきたが、わたしは、ここでもう少し立ち入って、伊東氏の説明がふくむ問題点を剔出してみよう。伊東氏が「個別経済の立場」と「総社会的」な見地とに分けて問題を考察し、前者では価格との関連の問題、後者では利潤との関連の問題を取り上げていたことは、すでに指摘しておいた。その場合、伊東氏は、後者については流通費のための追加資本をもふくめることで利潤率の低下をより際立たせるべく意図していたが、前者の説明に当たって伊東氏は、この流通費を捨象してしまった。すなわち、消費組合の成立を価格との関連で考察しながら流通費を捨象したところに、伊東氏の決定的誤謬がある。そこで、伊東氏の指示どおりに「消費者が買う価格」の問題をもう少し具体的に考えてみるため、周知の『資本論』の数字、といつてもそれは伊東氏が全面的に依存している通説の数字なのだが、を当てはめてみると、こういうことになる。はじめに「利潤率」を計算すると、それは
$$\frac{M - (K_1 + K_2)}{C + V + K_1 + K_2}$$

＝ $\frac{180 - (40 + 10)}{720 + 180 + 100 + 40 + 10} = 12 \frac{8}{21} \% \approx 12.8 / 21\%$ である。だから、商人が生産者から買う商品の価格は、費用価格に「平均利潤」を加えた $720 + 180 + 180 + 180 - [(100 + 50) \cdot 12 \frac{8}{21} + 50] = 1080 - (18 \frac{4}{7} + 50) = 1011 \frac{3}{7}$ であり、商人が消費者に売ることの商品の価格は、 $1011 \frac{3}{7} + 18 \frac{4}{7} = 1030$ である。つまり「消費者が買う価格は、いはゆる現実市場価値である」のではなく、それより流通費 $(K_1 + K_2 \cdot 50)$ 分だけ安い 1030 である。こういう次第で、労働者は平均して五%弱だけ価値より低い価格で商品を買うようすでに保証されている。伊東氏は「商業利潤排除のための協同組合を形成しよう」と力んでいるが、商業利潤はたったの一八%であり、したがって伊東氏の「論理」によってこれをまるまる「排除」したとしても、商品の価格の低下はたかだか二%弱である。通説の指示にしたがう労働者は、無為にして「消費者価格」の五%を「排除」することができるといふのに、他方、精精その二%を「排除」するために、わざわざ出資金を負担しおまけに面倒な班会議などという組織活動までして伊東氏の「消費組合形成の論理」にしたがう労働者が、どこにあらうか。これが、一方で商業利潤の解説に当たって『資本論』の説明を誤りだといつて大騒ぎしている通説を無批判に受け入れながら、同時に近藤氏の亜流としてのみ振舞っている伊東氏の「消費組合形成の論理」から引き出される帰結である。

少し先について、「協同組合を成立させる客観的な条件」として伊東氏は、「総資本はなるべく商業資本の介在をすくなくし、あるいはこれを省略し、利潤率をなるべく高く保とうとする」といつている点を見てみよう。「商業資本の介在を省略す

る」といっている伊東氏の念頭には、一体、どのような関係が想定されているとみるべきであろうか。一方は産業資本自ら商品を取扱う場合であり、他方はいうまでもなく協同組合が商人にとってかわった場合であろう。だが、生産者自ら流通の機能を担当し、したがって商業資本としての「商業資本の介入を省略し」たかぎり、「商業利潤の排除」という総資本の要求を充たしたとしても、その場合、商業資本はたとえ一〇〇から二〇〇に増加せざるをえない。商業資本の独立化の効用は、こうして生ずる利潤率の一その低下を少なくするところにある。伊東氏はこの関係を必ずしも十分に理解していないのではなからうか。伊東氏の説明には、「利潤率を低下させる商業利潤」という言葉は山ほどあるが商業資本のこの効用についての言及は、どこにもない。それとも、それは自明のことだと考えて伊東氏はこの点を省略して先を急いだのだというのなら、それはそれでよしとしよう。それでは、何故「協同組合の介入」は「商業利潤排除」という総資本の要求」に答えることができるのか。伊東氏はこのことに一言もふれていない。伊東氏は、ただ、「利潤率を高く保とうとする総資本の要求」がすなわち「組合存立の客観的条件」だと断定しているにすぎない。協同組合の登場は、それ自体としては、流通機能の専門的担当者となる交換であって、「商業利潤の排除」にはけっしてならない。伊東氏は、協同組合は協同組合であるというそのことによつてすでに総資本の「商業利潤排除」の要求に答えることができる事物である、と考えているのではなからうか。この場合の伊東氏の念頭には、おそらく、「労働者がその零細な拠出金によつて営む消費組合は、機能としては商業資本の機能をはたす。けれども、それ自身としては貨幣ではあるが資本ではないところの出資金は、その拠出に対して利潤を要求しないところの非営利的経営が可能である。それは社会の総産業資本が商業資本の参与によつて平均利潤が低下するのを免れしめる」といっている繰返し見てきた近藤氏の「理論」がある。いかなる意味でも真の「消費組合形成の論理」に程遠い伊東氏の「論理」は、依然として近藤「理論」の粗雑な焼直しである。